

京都の文化出版社

(第十集)

京都府教育委員会

## 序文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心が育くまれてきました。また、このことが契機となつて市町村の文化財保護条例も、平成四年三月現在で四〇市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が高揚しつつあることは、たいへん喜ばしいことあります。

京都府では、このたび条例に基づく第一〇回目の指定、登録、決定等を行いました。今回の指定、登録、決定等はあわせて二六件で、これまでの合計は四五九件となりました。このうち、一一件が国の重要な文化財等に指定されたこと、二件が登録から指定に変更されたこと、そして登録一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は四四四件であります。

この第一〇集は、今回指定、登録、決定等を行つた文化財を網羅したもので、刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆さま方の多大の御協力に対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの九集とあわせて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸甚であります。

平成四年三月

京都府教育委員会

教育長 西野是夫

## 凡例

一、本図録は、第一〇回京都府指定・登録文化財及び選定保存技術を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数  
(指定・登録等の別)

所在の場所

所有者

法量(単位はセンチメートル)・構造形式等

時代

解説

四、原稿は、文化財保護課職員が執筆した。なお、執筆者は、各文末に記すとおりである。

五、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

文化庁

## 有形文化財

## 建造物

天真院客殿・表門・経蔵

萬松院開山堂

龍興院開山堂

獅子林院開山塔

宝藏院開山塔

萬壽院庫裏・表門

小林家住宅主屋・長屋門・土蔵

高倉神社本殿

絵画

萬壽院庫裏・表門

宇治市

宇治市	21	17	14	12	10	8	6	2
山城町								
夜久野町								
京都市	22							
(栗棘庵)								

## 美術工芸品

絵画

## 彫刻

絵画

京都市	22							
(栗棘庵)								
京都市	24							
(神護寺)								
京都市	26							
(天滿宮)								
和束町								
日吉町	28							
(普門院)								
長岡京市	29							
(楊谷寺)								
加茂町	30							
(海住山寺)								

書跡・典籍  
桐村家伝書正法寺文書  
法華經

古文書

福知山市(桐村典児)	38
宮津市(成相寺)	36
宮津市(桐村典児)	34
八幡市(正法寺)	38
京都市(木村盛伸)	40
京都市(細見房雄)	41
京都市(福田喜重)	43
京都市(早川修平)	44
丹後町	46
宮津市	
京都市(山田全一)	50
京都市指定期間文化財及び文化財環境保全地区	51

## 絵画

## 選定保存技術

雅楽管樂器製作修理

京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区

上宮津祭の神楽・太刀振・奴  
竹野のテンキテンキ丹後町  
宮津市  
京都市(山田全一)  
京都市指定期間文化財及び文化財環境保全地区

並びに選定保存技術件数一覧

51 50

49 46

44 43

44 43

38 34

# 建 造 物

## 萬福寺塔頭

萬福寺は、黄壁宗の大本山で、中国僧圓元が徳川家綱の援助を得て、寛文元年（一六六一）に開創した。萬治三年（一六六〇）宇治大和田の地に九万坪の寺地を賜わり、伽藍造営に着手、寛文三年には、法堂において祝國開堂が行われた。翌年に、圓元が木菴に住持の席を譲り、松隱堂に退隱したが、伽藍の造営はその後も続けられ、延宝七年（一六七九）に鼓樓の竣工をみ、寺基がほぼ完成した。

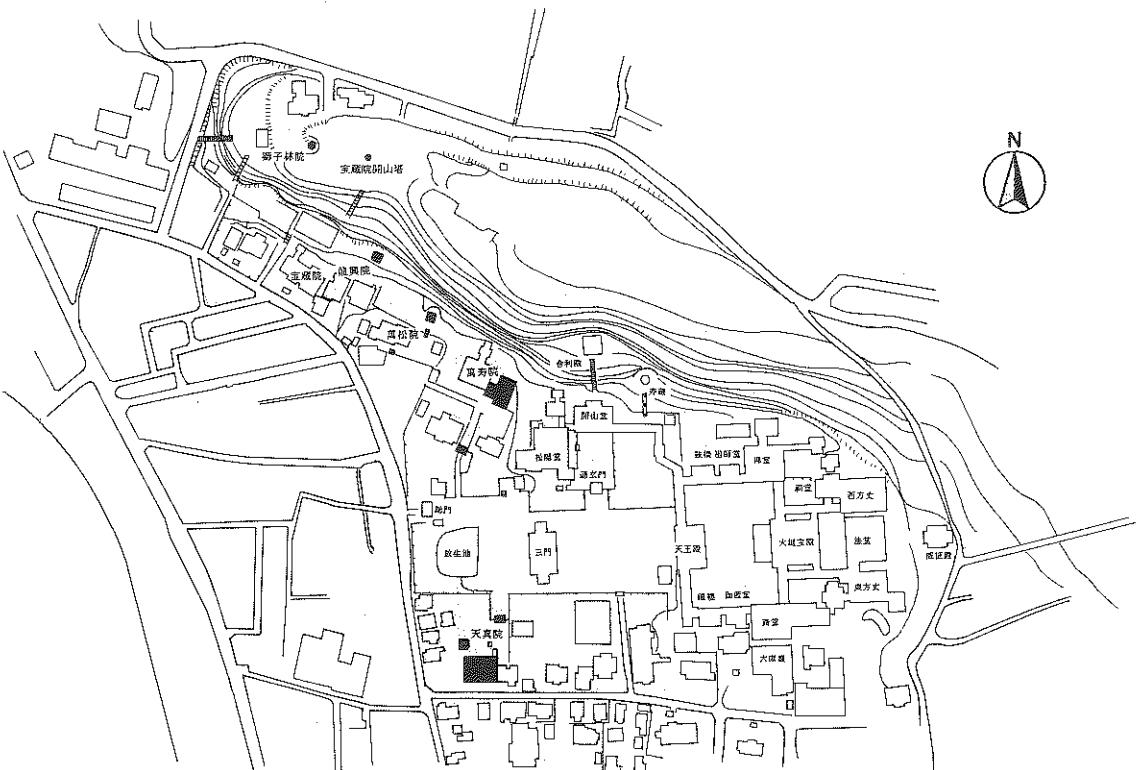
この寛文から延宝にかけての本山開創期に、本山伽藍を東南から西北に取り巻くように塔頭が創建された。ほとんどが当初は僧の住居や退隠所として草創されたもので、その後に各開山の寿塔や墓所が設けられて、塔所的な性格を帯びるようになつた。

各塔頭は、開山を祀る部分と僧が居住するところの二つの空間から構成されている。その中で、隱元の塔所である松隱堂は、寿藏はじめ開山堂、客殿、庫裏、門ほかを当初から備え、最も整備された堂舎構成をもつている。他の塔頭は、いずれもこれを縮小したもので、主に開山の墓所と客殿、庫裏、門などによつて構成され、中には、客殿と庫裏を一棟で兼用しているものもある。なお、宝蔵院は、一切経の版本の保存収藏を目的として建立された塔頭で、一切経版庫が院内に設けられている点で他の塔頭と異なつていて。

このような萬福寺の塔頭は、江戸時代末には、「諸伽藍并塔頭絵図」（天保十四年・一八四三）によると三十三ヶ院を数えた。明治の上地等により本山の東南に所在した塔頭が移転、統廃合されて減少したが、現在もなお本山の西北と南に十八ヶ院が残つていて。

今回、天真院はじめ萬松院、龍興院、獅子林院、宝蔵院、萬寿院にある江戸時代に遡る重要な遺構をとり上げた。

（文責 熊本達哉）



萬福寺配置図

客殿	桁行一六・一m、梁行一二・一m、一重、入母屋造、本瓦葺
表門	桁行一間、梁行二間、一重、切妻造段違、本瓦葺
経蔵	土藏造、桁行五・九m、梁行四・〇m、寄棟造、正面庇附属、本瓦葺
客殿	正徳五年（一七一五）、表門　元禄七年（一六九四）、
経蔵	元禄八年（一六九五）

天真院は黄檗山萬福寺の塔頭で、延宝七年（一六七九）に創建された宗福院を元禄七年（一六九四）に了翁が中興したものである。寺地は本山山門の南西に位置し、創建以来移動していない。

表門をはいって直進すると玄関があり、その西に客殿が接続して建つ。明治十九年（一八八六）に火災により主要建物が焼失してしまい、古い建物で残っているのは表門、経蔵、客殿の三棟で、もともとの天真院の建物としては表門と経蔵だけである。

客殿は明治二十一年に塔頭宝蔵院の客殿を移築したものであることが、建物にとりつけられた棟札や「宝蔵院」と瓦当に銘の入った軒丸瓦が用いられていることからわかる。宝蔵院は寛文十一年（一六七一）に鉄眼の一切経の版本を収納することを第一の目的として創建された塔頭である。元禄五年に画かれたと推定される伽藍絵図には宝蔵院はまだ客殿らしい建物が画かれてなく、また、正徳五年（一七一五）になつて客殿、庫裏、玄関、寮舎の普請願いが提出されているところから、その時の建物が天真院の現客殿にあたると考えることができる。



客殿　上間奥室・前室

ある。また後列西室に床、違棚、付書院が構えられているが、これらは明治の移築の際にこの位置に変更されたもので、宝蔵院にあつた時には後列東室に床と違棚が設けられ、付書院はなかつたことが柱に残された痕跡と番付調査によつて明らかになる。この変更は、宝蔵院時代と玄関の位置が左右逆になつたことによつて生じたものと理解される。

すなわち、天明八年（一七八八）に奉行所に届けた宝蔵院の図面（『諸伽藍并塔頭絵図』）を見ると、客殿は西面し、南西に切妻造・妻入の玄関が接続して、南側の庫裏へつながり、客殿の南東には八畳の居間が接続していた。

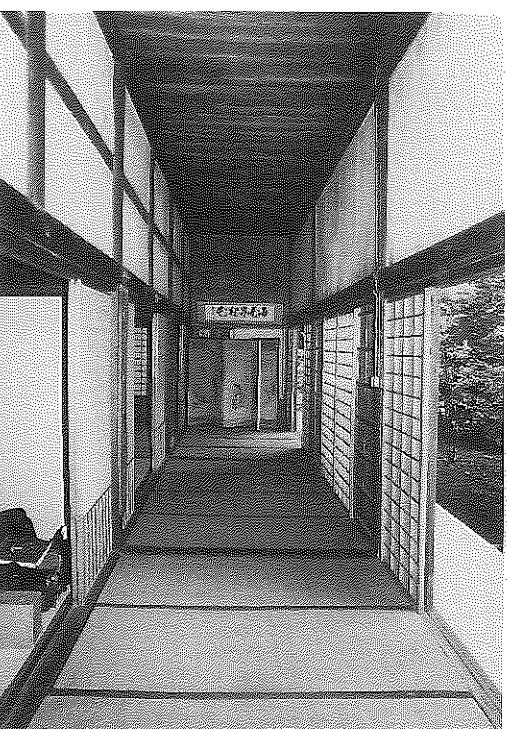
当客殿は、移築されているとはいえ古材がよく再用されていて、萬寿院客殿（延宝三・一六七五、京都府指定文化財）とともに、数少ない黄檗宗塔頭客殿の古い遺構として重要である。

表門は、黄檗宗寺院特有の形式の門で、中央を高く切り上げた切妻屋根に特徴がある。

扉がとりつけられる通りの両端の柱を本柱、その前後にたつ柱を控柱とよぶが、本柱は角柱で、上までのがびて大斗を用いて直接化粧棟をうける。前後の控柱の通り（桁行方向）には丈（たけ）の高い虹梁を用いて広い間口を持ち放し、本柱筋には直梁をわたして下に方立（ほうだて）をたて扉構をつくる。梁行方向には、本柱を指し通す頭貫（かしゆき）と腰貫（こしゆき）によつてがためる。

屋根は前後の控柱筋の虹梁（こうりょう）上と本柱筋の梁上に束をたてて丸桁（まるわく）と化粧棟木をのせて形づくるが、本柱通りの中の束のあいだに虹梁を架けわたして臺股風（だいふうふう）の脚をもつた蓑束（みののかずら）を入れている。屋根は本瓦葺で、中央の切り上げた屋根の大棟両端にマカラと呼ばれる脚をもつた鰐（しゃち）をかざる。軸部のみ丹塗りとし、柱足元には黄檗宗に特徴的な丸みをおびた角形の礎盤（そくばん）を用いている。

表門は、本山総門（元禄六年・一六九三、重要文化財）とほぼ同時期の建物で、形式も共通点が多い。典型的な黄檗様式の総門として価値が高い。



客殿 正面広縁



客殿 外観



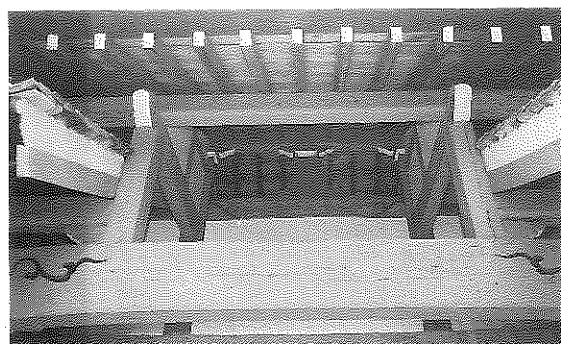
客殿 上間前室

鬼瓦も同年在銘のものが使われており、このことを裏書きする。土蔵造、一階建、寄棟造、本瓦葺で、庇を前に設けている。庇には、一部明治の火災の跡が見られる。

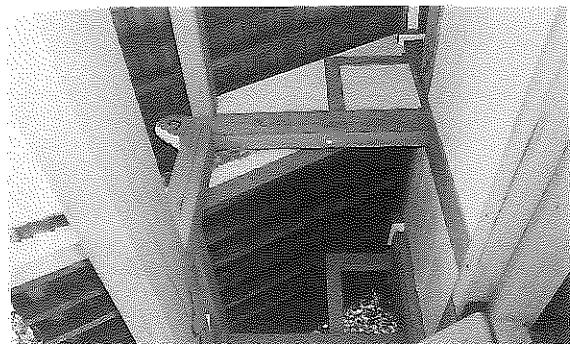
（文責 中村伸夫）



表門 全景



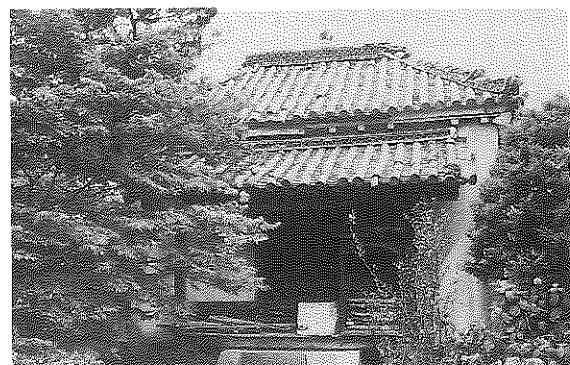
表門 中央見上げ



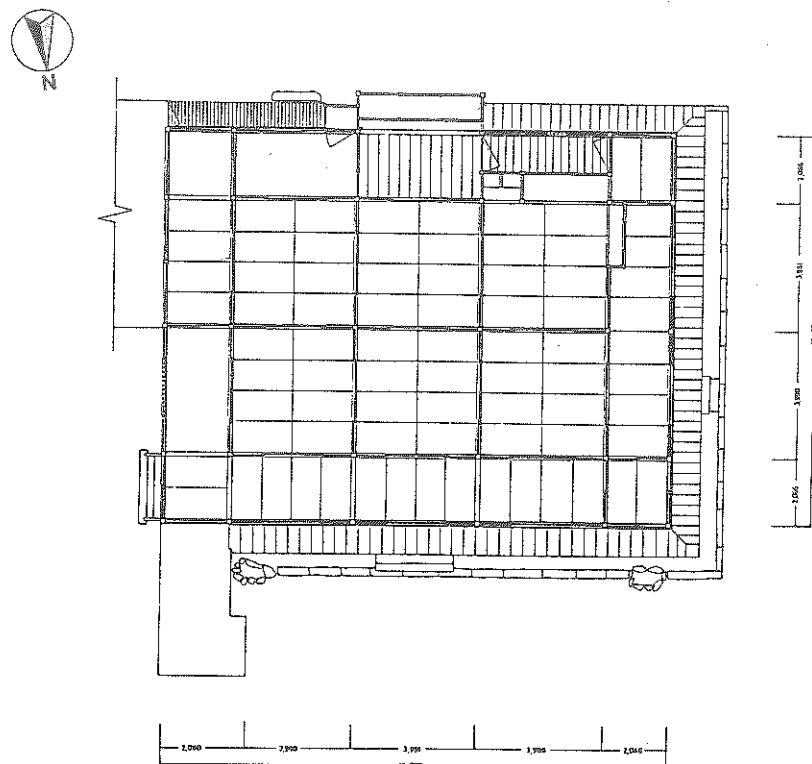
表門 見上げ



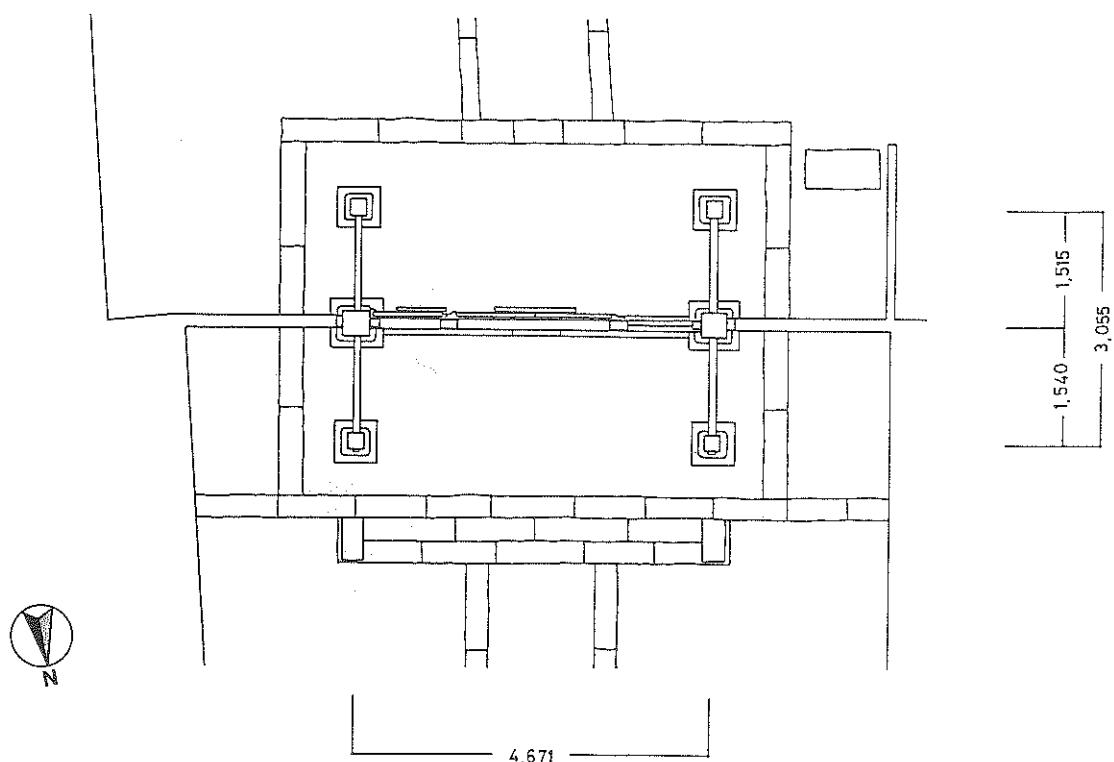
表門 小屋東側中備



土蔵 外觀



客殿 平面図



表門 平面図

# 萬松院開山堂

一棟（指定）  
宇治市五ヶ庄三番割  
萬松院

理なく使いこなしてまとめ、黄檗塔頭の開山堂のひとつ典型的をつく  
りだしている点が高く評価される。  
（文責 中村伸夫）

全 景

桁行三間、梁行二間、一重、宝形造、本瓦形棟瓦葺  
附 表門 一棟  
寛文十一年（一六七一）～延宝二年（一六七四）

萬松院は、萬福寺本山の北西に寺地を占める塔頭で、前年に没し

た龍溪を勧請開山として寛文十一年（一六七一）に創建されたとされ

る。開山堂は寺地の奥の一段高いところに、円形の石垣に囲まれて建

つ。寛文十一年から十三年頃のものと推定される伽藍絵図にすでに現

在の開山堂とみられる宝形造建築が描かれているところから、龍溪

示寂後ほどなくしてその墓である石塔を納める塔亭（ここでは開山堂

とならん）と開山堂が建てられたようである。

正背面三間、側面二間で、黄檗建築独特の丸みをおびた角形礎盤の

上に唐戸面付の角柱をたて、組物は用いずに桁と飛貫の間に板斗棋

風の繰形を彫りだしした嵌板をはめる。繰形の中央がくびれていて、原

形と考えられる黄檗式板斗棋（持送り）の雰囲気が残つており、龍

院開山堂と比較すると、より初期的な様相を示している。軒は一軒

半繁垂木とする。

内部は一室で、天井は鏡天井、床は三和土として現在は六角の石塔  
をここに安置する。正面中央間は笈障子入り扉をたて、下に外開き  
の半扉をとりつける。その両脇間は笈障子をはめる。両側面前方間  
には円窓をあける。他はすべて土壁であるが、柱際に添柱を用いる  
という黄檗建築に特徴的な技法が見られる。

表門は一間一戸棟門で、柱上に冠木をのせ、腕木上に皿斗を用いて

男梁を受ける等古式な手法が見られる。建立年代は不明であるが、萬

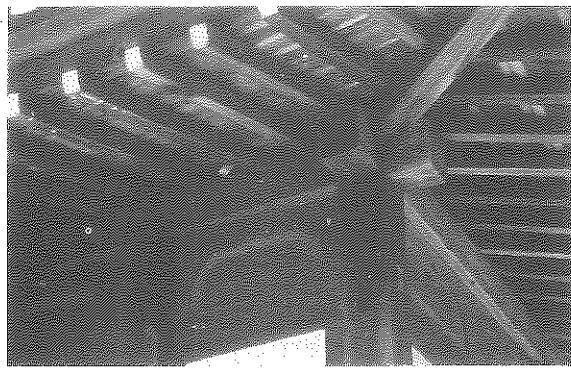
松院が創立された一七世紀後期頃のものと見られる。古くは開山堂の

正面に位置していたのを現在地に移築している。

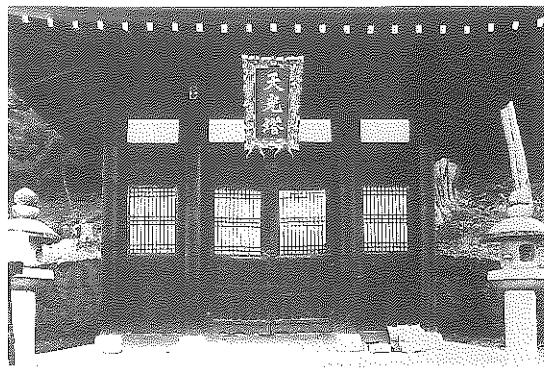
萬松院開山堂は、簡素な建築ながら、黄檗式礎盤、唐戸面付角柱、  
板斗棋風の嵌板、笈障子入り扉、円窓など、黄檗建築独特の手法を無



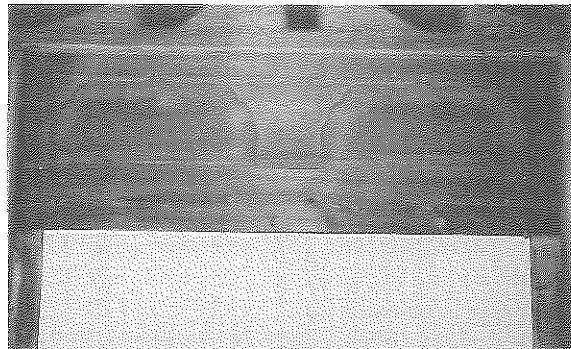
全 景



柱上詳細



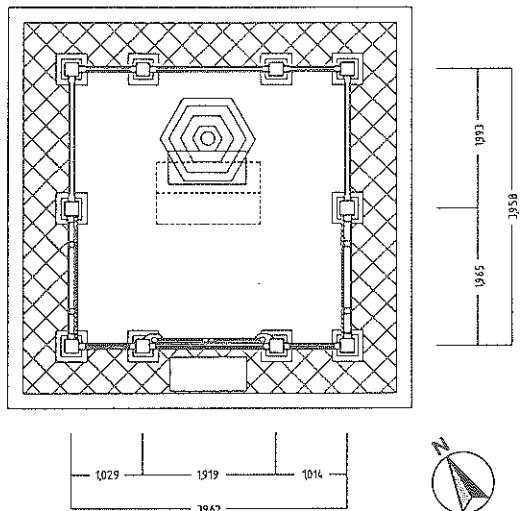
正面



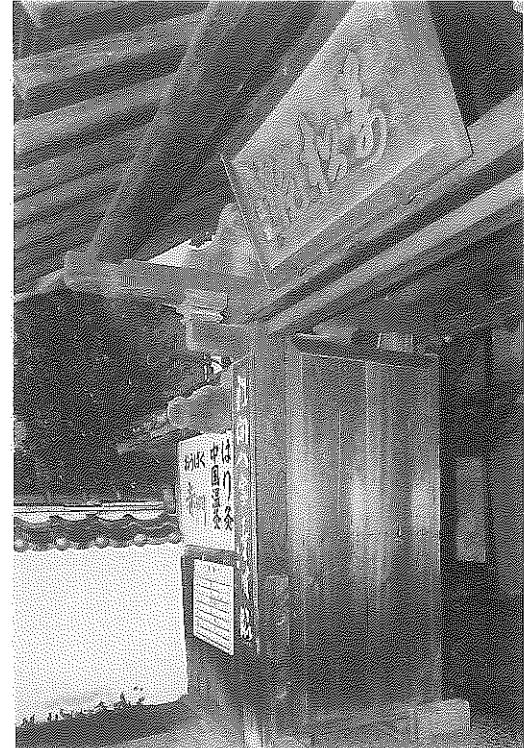
柱上部嵌板



内部



平面図



表門 側面を見る

# 龍興院開山堂

一棟（指定）

宇治市五ヶ庄三番割  
龍興院

頭絵図』によつて知られる。その多くが失われた現在、萬壽院開山堂（延宝三・一六七五、京都府指定文化財）とともに、黄檗塔頭における数少ない開山堂の遺構として貴重である。（文責 中村伸夫）

桁行三間、梁行一間、一重、宝形造、本瓦葺  
天和元年（一六八一）～元禄五年（一六九二）

龍興院は、慧林（惠林）によつて天和元年（一六八一）（一説によると延宝六年。一六七八）に創建された。慧林は、延宝八年（一六八〇）黄檗第三代住持となつたが、天和元年（一六八一）病を発し、萬松岡の南麓に寿塔をいとなみ龍興院を建立して退休のところとし、同年一月に示寂、龍興院の塔に葬られたとされる。寺地は本山東方丈の南側にあつたが、明治八年（一八七五）に陸軍省火薬庫用地となり、現在の萬福寺本山の北西に移転した。

延享三年（一七四六）の普請願書の絵図を見ると、開山堂は二間四方で客殿の背後にあり、客殿と廊下でつながつてゐる。天明八年（一七八八）の『諸伽藍并塔頭絵図』においてもその状態は変わっていない。明治八年の移転の際には開山堂のみが移築されて今日に至つている。

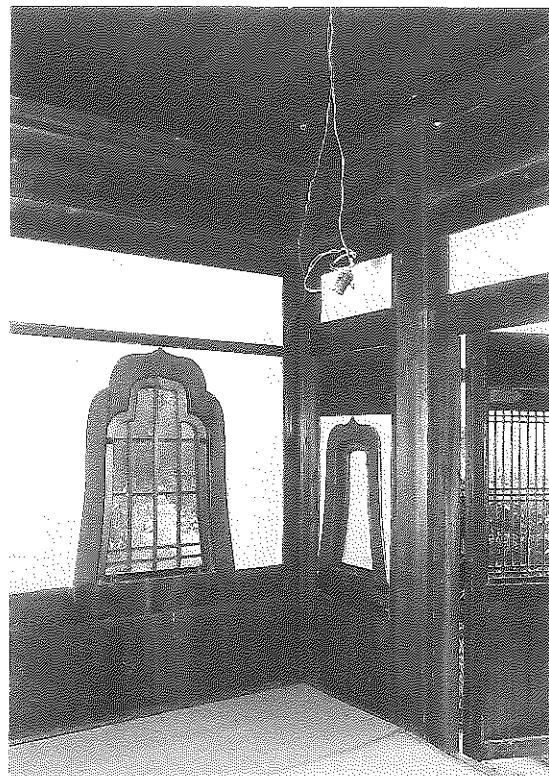
規模、構造形式は萬松院開山堂とほとんど同一である。床は現在は畳敷であるが、もとは土間であった。後方の仏壇は中央に厨子、両脇に木像を安置する。正面中央間は外開き戸格子扉をとりつけ、その両脇と両側前方間には花頭窓を開くが、花頭窓は後世に補加されたものである。両側前面間はもとは連子窓であつたことが痕跡によりわかる。他の柱間は腰貫より上を白漆喰壁、下を板壁とする。

組物はなく、黄檗様式の板斗構風の繰形を彫りだした嵌板を桁下にはめるが、中央にくびれがなくなり、萬松院開山堂と比べて簡略化されていて時代の下降をおもわせる。慧林の没した天和元年（一六八一）頃の建立と考へて妥当である。

明治の移築の際、正面に戸格子入り扉をとりつけ、正側面に花頭窓をあらたにつくつて、萬松院開山堂のような独立した開山堂建築に改造成されたことが推測される。黄檗塔頭においては、龍興院のように客殿の背後に接続して開山堂を設ける例が多かつたことが『諸伽藍并塔



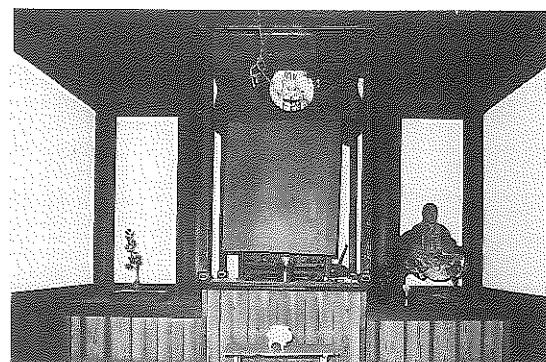
全 景



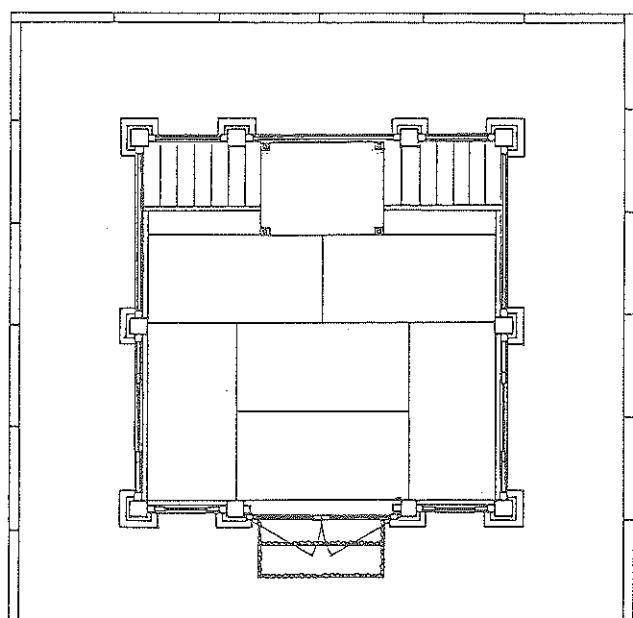
内部側面



柱上詳細



内部正面



1.962 1.975  
3.937



1.010 1.909 1.009  
3.938

平面図

獅子林院開山塔

宇治市五ヶ庄三番割  
獅子林院  
一棟(指定)

六角円堂、一重、本瓦葺  
附 土塀 一棟  
宝永二年(一七〇六)

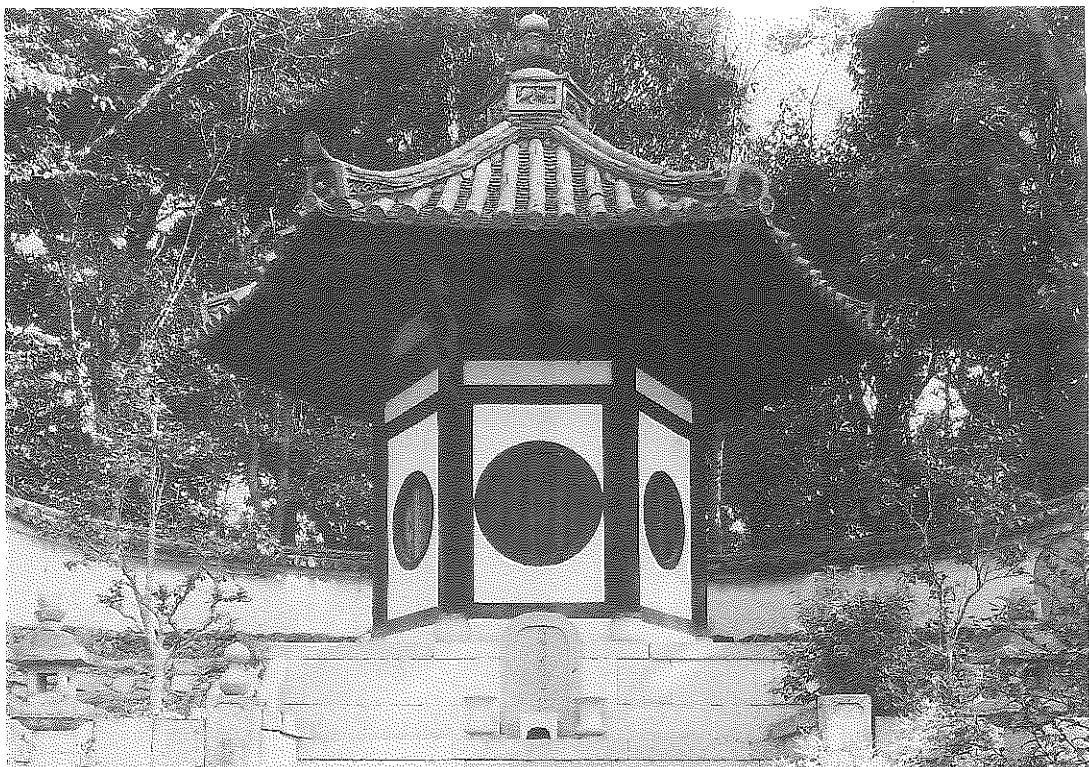
獅子林院は、萬福寺本山の西北、萬松岡の西端に寺地を占める塔頭で、石段を昇りつめた小高いところに、本堂と開山塔を残している。天和三年(一六八三、一説には延宝六年・一六七八)に独湛が創建。独湛は隱元とともに来朝した僧で、萬福寺第四代に就いた後、当院へ退隱、宝永三年(一七〇六)一月に寂した。

開山塔は、独湛生前の宝永二年九月頃に造営に着手された「寿塔」で、正面基壇の中央に、独湛の遺骸が納められているという。

二重基壇上に、西を正面とし六角円堂がたち、この側・背面をU字形に土塀が取り囲んでいる。六角円堂は、正面及びその両脇間に円窓を開け、背面南脇間に両開扉をたてる。柱は円柱で、柱上に、絵様肘木と木鼻を上下に組み合わせたような獨特の形をした組物をおく。軒は一軒扇垂木。本瓦葺とし、鬼板や露盤には獅子等が造り出されている。内部は一室で、板敷の床を設け、背面壁に接して須弥壇を置き、鏡天井を張っている。細部には、太鼓形石造礎盤、蔓股風の蓑束、添柱の使用など黄檗独自の意匠や手法が多くみられる。また、特殊な組物は江戸中期以降に多くみられるものであり、その中で早い事例にあげられる。

以上のような独湛の開山塔(寿塔)は、隱元の寿藏(萬福寺松陰堂寿藏、重要文化財)と較べると、規模を縮小、細部手法を簡略化しているものの、同一の空間構成・形式であると判断できる。意匠の面においても黄檗の特色を示し、時代の雰囲気をもよく伝えたものになつてゐる。当開山塔は黄檗宗開山塔の傑出した遺構といえよう。

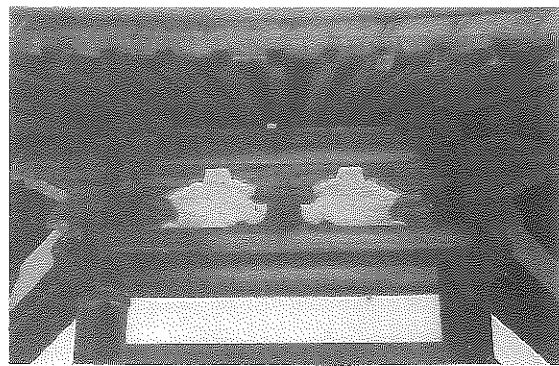
(文責 熊本達哉)



全 景



側面より内部を見る

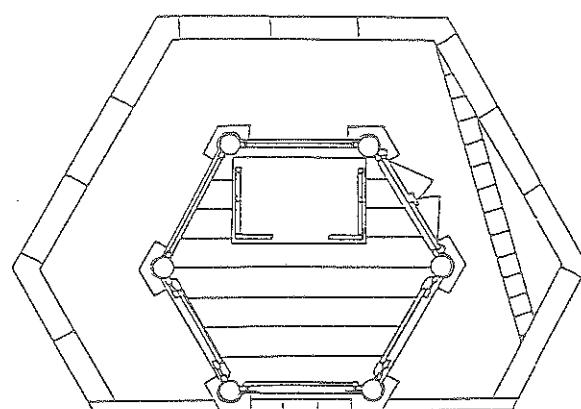


柱上詳細



組 物

— 1.537 —



平 面 図

六角円堂、一重、本瓦葺  
天和二年（一六八二）頃

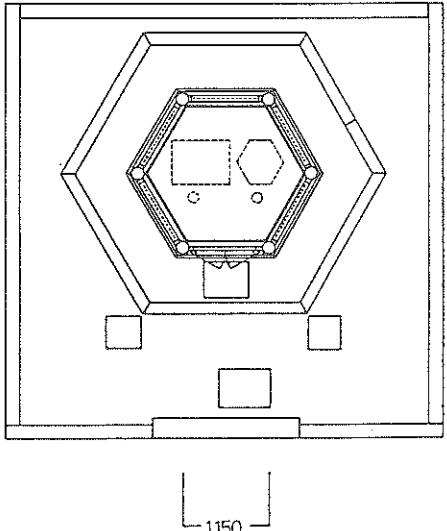
宝蔵院は、萬福寺本山の西北にある塔頭で、萬松岡に寺地を占める。道に面して表門を構え、その奥に本堂及び庫裏をたて、後方の中腹に一切経版庫、岡上の墓地中央に開山塔を配する。

寺伝によると寛文九年（一六六九）に、一切経の版木を収納するため、鐵眼（宝蔵国師）が創建したという。当初は本山の南にあつたが、同十三年に版木保存のためにより適地にある東林院と寺地を交換して、本山の東へ移転。明治五年（一八七五）に上地により現在地へ移った。開山塔は、内部に鐵眼の六角石幢及び宝洲の石塔を納めているが、元は鐵眼の六角石幢を納める覆屋であった。鐵眼は天和二年（一六八二）に没しており、開山塔もこの頃に設けられたと推察され、様式的にも当時の建立と判断できる。明治の宝蔵院移転に伴つて現在地へ移建された。

建物は小規模な六角円堂で、南面してたつ。正面に扉口を設け、他の五面は、上部に連子窓を開く。内部は三和土で、棹縁天井を張つている。

構造は礎石上に土台を組み、柱をたてる。柱上に台輪をまわし、三斗を組み、中備に幕股をいれる。軒桁の下端には通肘木が置かれるが、各斗上で、絵様肘木の形に彫り出されている。軒は二軒の扇垂木である。

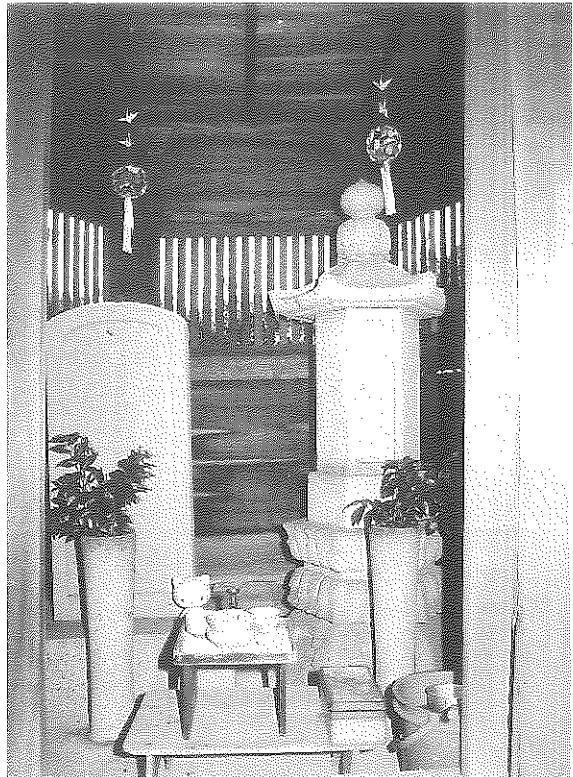
萬福寺山内にある建物は、その多くが黄檗風といわれる独特の意匠を多少とも採用しているが、当建築のように黄檗風の意匠がほとんどみられない遺構はかえつて特異な印象をうける。総じて、細部は正統的な意匠で手堅くまとめられており、瀟洒な六角円堂の典型的建築として十分に評価されよう。（文責 熊本達哉）



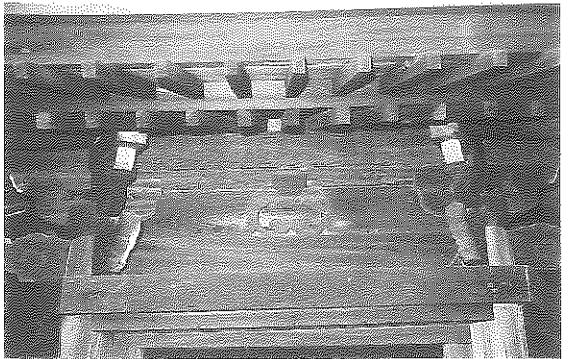
平面図



外鏡



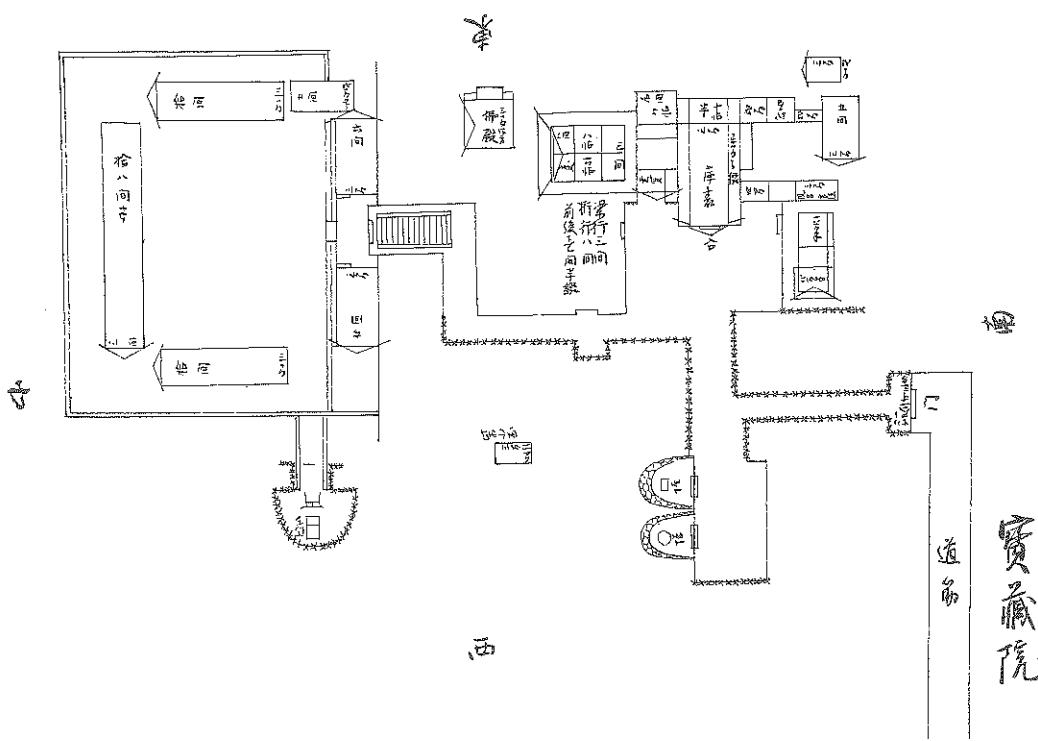
内 部



柱上詳細



柱上詳細



萬壽院

二棟（追加指定）

宇治市五ヶ庄三番割  
萬壽院

（昭和五八年四月一五日付けで既に指定されている萬壽院客殿・開山堂二棟に次の文化財を追加指定するとともに、玄閑を既指定の客殿の指定範囲に含める。）

庫裏 桁行一五・七m、梁行一〇・八m、一部二階、切妻

造、妻入、東面、北面、西面庇付、棧瓦葺

附 棟札一枚

表門 桁行一間、梁行二間、一重、切妻造段違、本瓦葺

（玄閑） 桁行七・九m、梁行四・九m、一重、両下造、正面

突出部 桁行三・〇m、梁行四・九m、入母屋造、

妻入、棧瓦葺

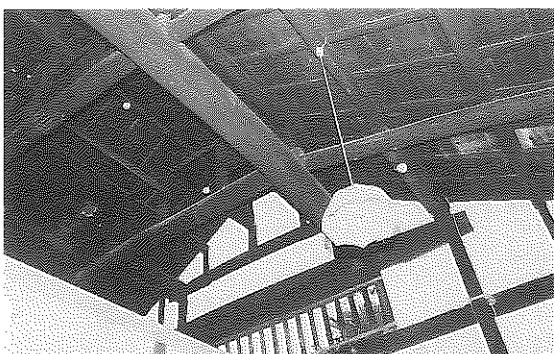
庫裏 文政十二年（一八二九）、表門 延宝七年（一六七九）

萬壽院は萬福寺第二代住持木庵の塔所で、本山総門を入ってすぐ左に折れた突き当たりに位置する。表門の正面に玄閑が、その向かって左に客殿（延宝三年建立・京都府指定文化財）、玄閑の右に庫裏が接続してたつ。

萬壽院の創立は、「木庵禪師年譜」によれば延宝三年（一六七五）、木庵みずからが萬壽院塔を建てたと記されている。天明八年（一七八八）と天保十四年（一八四三）に奉行所へ提出した図面（『諸伽藍并塔頭絵図』）によつて各時期の建物のありさまを知ることができるが、客殿の南西にあつた觀音堂（元禄四年・一六九一建立）は失われているが、そのほか主要建物が現在残していることがわかる。

玄閑は客殿と庫裏をつなぐ十畳大の板間と六畳とからなり板間前面に式台を構える。式台部分の屋根は入母屋造、妻入とする。時代は不明であるが、天明八年の図面は現状と一致しており、それより古いことは確かめられる。

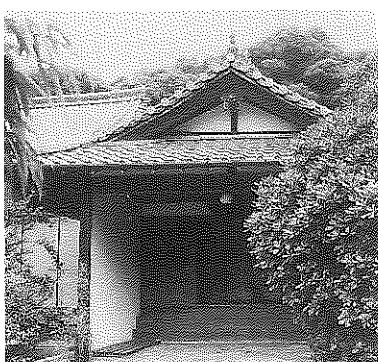
庫裏は、文政十一年（一八二八）に新築願いが出され、翌十二年（一八二九）に完成したもので、桁行七間半、梁行五間、切妻造、妻入、棧瓦葺である。天保十四年の図面によれば、当初は、手前二間半



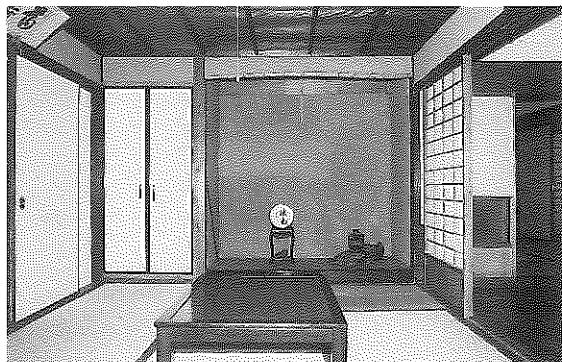
庫裏 土間上部



庫裏 外観



玄閑



庫裏 北西七畳半室南面

通りを土間、一間通りを板間とし、その奥に西端は七畳半、東側に押入付の六畳を二室とつていたことがわかり、北側に六畳、八畳、物置等からなる横長の建物が増設されていた。北側の増設部分は現在失われているが、庫裏の間取はほぼ一致している。ただ、明治頃に二階へ上がる階段の位置が変更されるなど改修をうけており、とくに北側は改造をうけていて、廊下があらたにつくられている。以前は輪番制で守られていたが、近年になって住職が住するようになつた際に修理され、生活のため改修が加えられているが、古部材の保存は一定考慮されている。

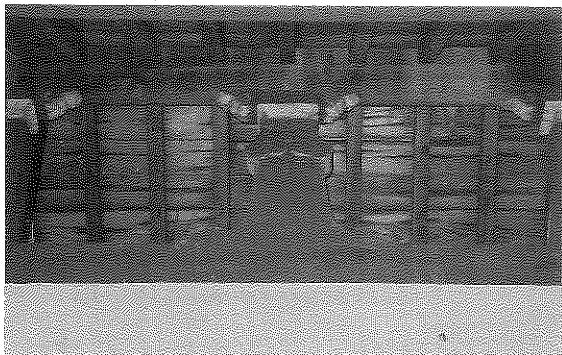
改修はあるものの、現在残る本格的な萬福寺塔頭庫裏遺構としては唯一のもので、客殿とともに保存をはかる必要がある。

表門は、天真院と同様黄檗宗寺院特有の形式の門である。当初は客殿正面にあつたが、文政十二年（一八二九）に現在地に移築され、破損個所が修理されていることが普請願いによりわかる。

本柱は天真院と異なり丸柱を使用し、上までのびて大斗を用いて直接棟をうける。前後の控柱の通り（桁行方向）には丈（たけ）の高い虹梁を用いて広い間口を持ち放し、本柱筋には直梁をわたして下に方立をたてて扉構えをつくる。梁行方向には本柱を指し通す頭貫と腰貫をたてて丸桁と化粧棟木をのせて形づくるが、本柱通りの中の束のあいだに梁を架けわたして幕股風の蓑束を入れている。屋根は本瓦葺で、中央の切り上げた屋根の大棟両端にマカラと呼ばれる脚をもつた鯱をかざる。軸部のみ朱塗りとし、柱足元には黄檗宗に特徴的な丸みをおびた角形の礎盤を用いている。文政十二年の修理個所は正面虹梁が取り替えられているほか、軒まわりなど一部部材が取り替えられているが、原型は保たれていると考えられる。

当表門は、天真院表門（元禄七年・一六九四）や本山総門（元禄六年・一六九三）よりも古く、同形式の黄檗宗總門遺構中で最古に属す建物として貴重である。

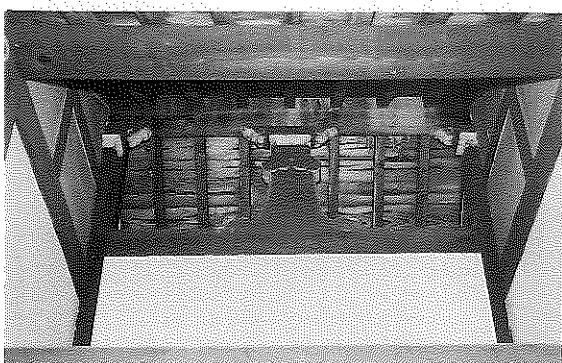
（文責 中村伸夫）



表門 小屋東間中備



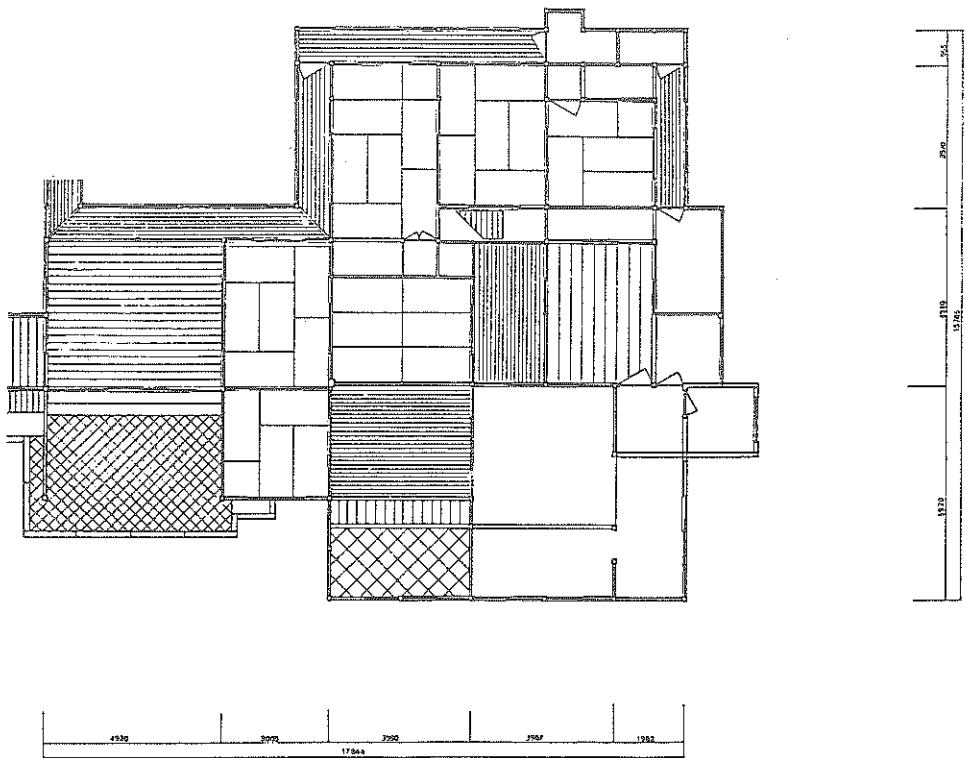
表門 側面



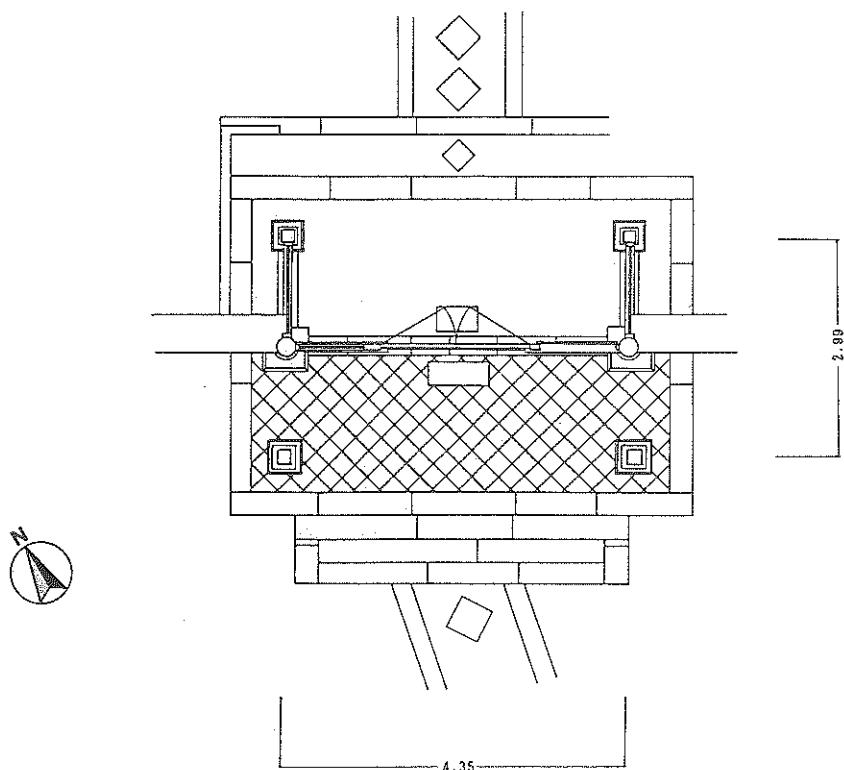
中央見上げ



表門 全景（背面）



庫裏・玄関 平面図



表門 平面図

小林家住宅  
こばやしけじゅうたく

相楽郡山城町大字上柏

二棟 (指定)

小林雅子

主屋 桁行十七・九m、梁行一〇・〇m、切妻造、茅葺、  
四面庇付、北面突出部附属、棟瓦葺  
附 普請文書 一冊

長屋門 長屋門、桁行一五・四m、梁行四・〇m、切妻造、  
棟瓦葺

附 小屋 一棟  
高坪 一棟  
普請文書 二枚

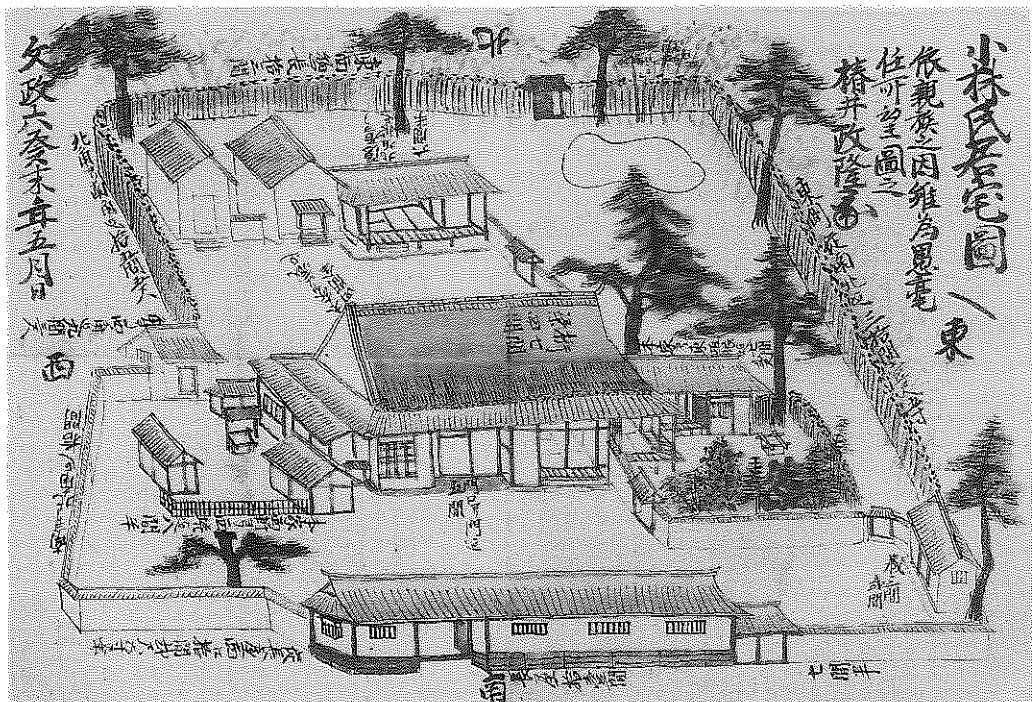
土蔵 土蔵造、桁行四・九m、梁行四・〇m、二階建、切  
妻造、正面庇附属、棟瓦葺

附 雜納屋 一棟  
土壝 二棟  
古図 一枚

主屋 寛文五年（一六六五）、長屋門 享保六年（一七二一）、  
土蔵 江戸時代（後期）

小林家住宅は相楽郡山城町大字上柏に所在する高坪造り（大和棟）の農家である。家蔵の由緒書によると、小林家は武士出身の豪族で、永正三年（一五〇六）摂津から移住し、天正十四年（一五六八）には豊臣秀吉によって六五〇石余りの持高を安堵され、近世には林村の庄屋をつとめた。土壇をめぐらした宅地には、南面道路沿いに長屋門を構え、その正面に主屋が南向きに建てられている。

主屋は、寛文五年（一六六五）に建てられたことが普請帳と家蔵系図の書き込みからわかる。古くは入母屋造で、桁行九間、梁行五間の規模をもつ。平面は東半を居室部、西半を土間とする。居室部は整形四間取（いわゆる田の字型平面）で、手前のゲンカン、オクザシキの二室は長押が打ちまわされ、オクザシキには床と从壇が設けられるなど書院風なつくりをもつ。奥列はダイドコ（居間）、ネマとなり、土間には表側にハタヤ、奥側にオナゴベヤがつくられる。



『小林氏居宅図』文政6年(1823)

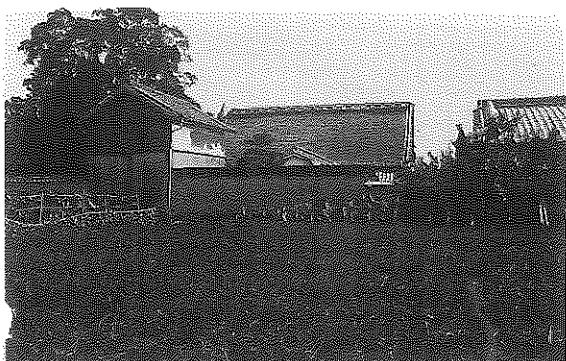
外まわりに柱が一間毎にたてられること、各柱間には板戸二枚と明障子一枚をたてて引違いとすること、台所・土間境の戸溝を突止め式にするなど古式な手法がみられ、南山城でもっとも古い民家建築として価値が高い。

また寛文五年の普請帳は、現存する農家の普請帳として知られる限りでは我が国でもっとも古いものである。小林家が村落共同体のなかで村人の相互扶助的な協力をえて建てられたことがわかり、村落社会のありかたをうかがうことのできる貴重な史料である。

長屋門は桁行七間半、梁行一間、切妻造、棟瓦葺の建物で、向かつて左寄りに扉を開き、通路の左手には六畳大の板間、右は土間を付属させた六畳室と七畳室をとる。東端は、文政六年（一八二三）の絵図によると、現状より長く、さらに突出した建物が付属していく、総桁行は十一間あつたことがわかる。享保六年（一七二一）に奉行あてに普請願いが出されており、基本的にはこの時の建物が残されていると考えられる。

土蔵は主屋の北側にある。土蔵造、二階建、妻入で、前面に庇を設ける。屋根は棟瓦葺である。なお文政六年（一八二三）の絵図には土蔵は敷地の南東に一棟、主屋の北側に二棟えがかれてい、北側のうちの東寄りのものは妻入りで庇がえがかれているが、これが現存するものにあたるのかどうかは不明である。

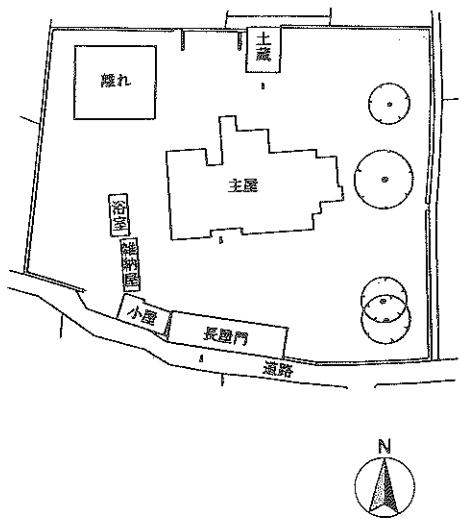
敷地にはそのほかに長屋門に接続させて小屋が建ち、それとならんで雜納屋がつくられている。これらは文政の絵図には見られず、それほど古いものではないが、付属建物として重要であるので、屋敷の景観上重要な正面の土塀とともに保存をはかりたい。（文責 中村伸夫）



屋敷北面



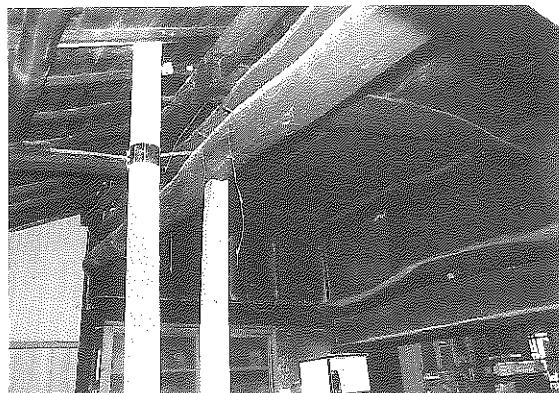
南面道路からみる



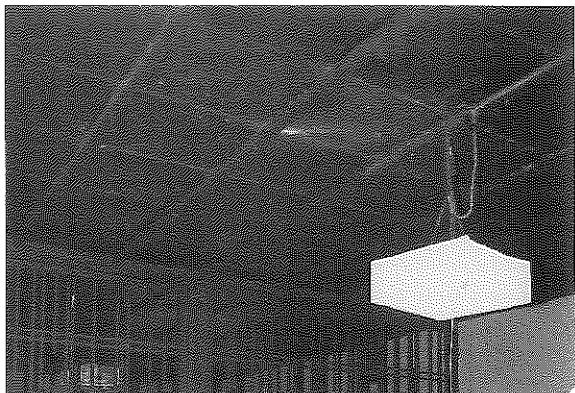
配置図



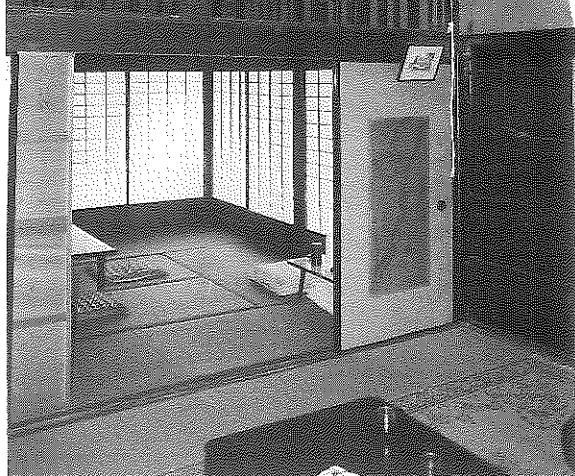
主屋 外観



土間見上げ 北東を見る



オクザシキ東面



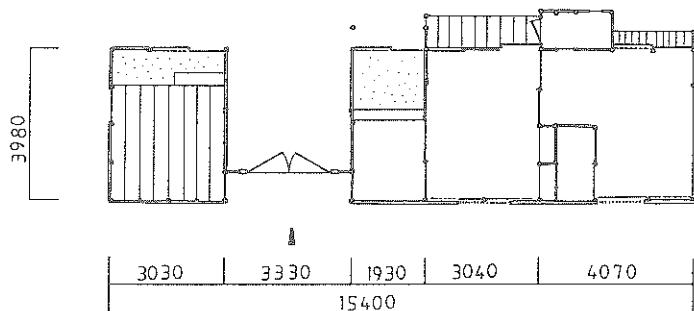
ゲンカンからオクザシキを見る



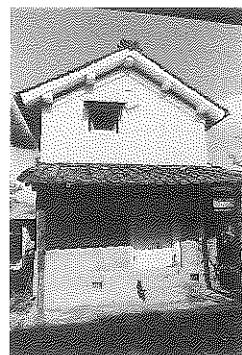
長屋門 外観



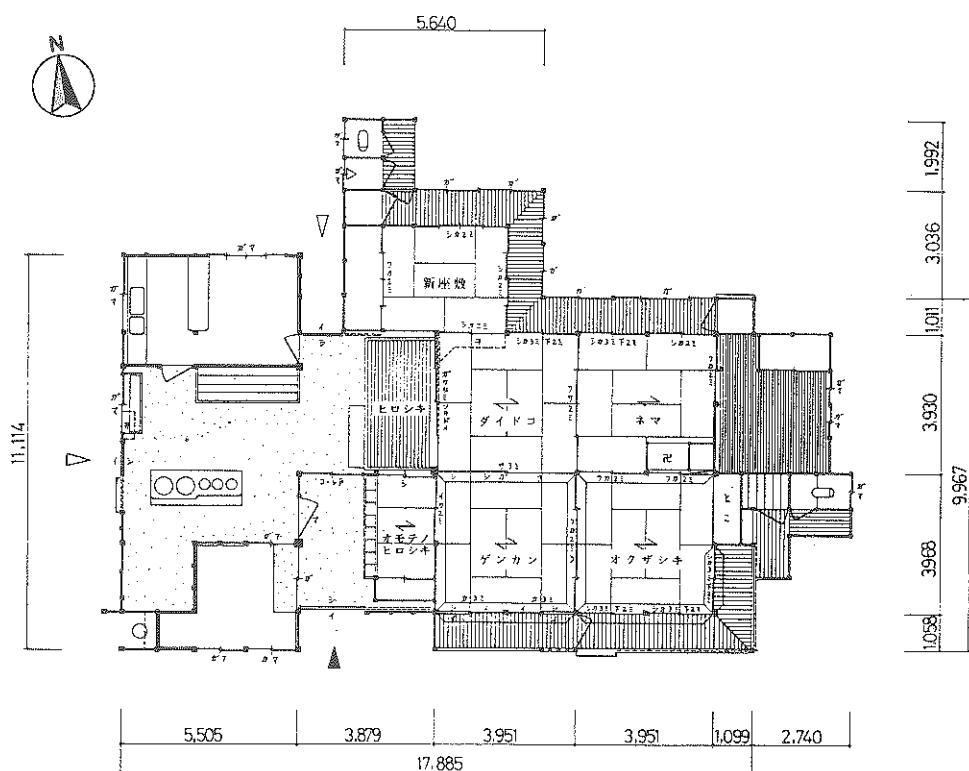
長屋門 背面西側



長屋門 平面図



土蔵 外観



主屋 平面図

# 高倉神社本殿

天田郡夜久野町字日置  
一棟（登録）  
高倉神社

一間社隅木入春日造、こけら葺

附 棟札一枚  
寛文四年（一六六四）

高倉神社は、天田郡夜久野町旧日置村の氏神で、牧川の川原近くに位置する。創立については明らかでないが、本社は当初、元宮山の頂上に祭祀されて、のちに現在の平地に移されたと伝えられる。

本殿は、一間社隅木入春日造、こけら葺の遺構で、社蔵の棟札から、寛文四年（一六六四）に日置村の有力村民十名が本願人となり、淡路島の来馬郡浦村の大工平時定の手により建てられたことがわかる。

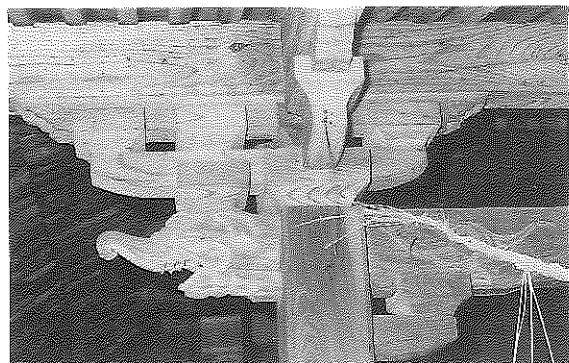
組物は、向拝・身舎とも連三斗を用い、向拝は象鼻上に、身舎は絵様木鼻上に組んで一軒繁垂木の軒を受け。中備には向拝・身舎とともに臺股を入れる。向拝のつなぎは海老虹梁を用い、正面入母屋および背面切妻の妻飾は虹梁大瓶束で笈形付きとする。

当時の神社本殿に共通する細部形式を用いるが、独創性を發揮しているところもある。すなわち、母屋桁の先が破風まで達せずに途中で本鼻状にしてとめられる点、正面の欄間に水引をかたどった彫刻を飾る点などは他に見られない意匠である。

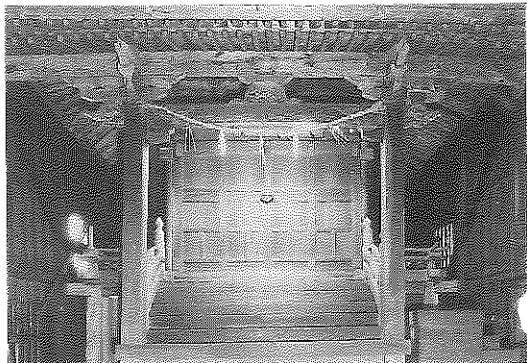
工事を担当した大工平時定は但馬、丹後を中心に多くの建築を手がけた北条主馬助と考えられる。一例をあげると、兵庫県温泉町の面沼神社本殿（延宝一・一六七四）（二間社流造）は同人が建てており、建築形式は異なるものの、細部意匠に共通性がみとめられる。

隅木入春日造の社殿は、側面と庇の軒が合う位置に隅木と呼ばれる斜めの部材を用いる春日造の形式で、奈良を中心分布する、庇が独立してつくられる春日造とは別系統の建築形式の社殿と考えられている。全国的に分布するが、京都府内では丹後地域を中心とする一帯に分散して所在していることが注目される。当本殿はそれらの中でも最古に属す遺構として重要である。

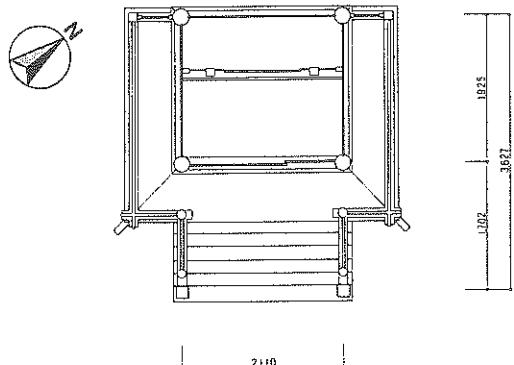
（文責 中村伸夫）



向拝組物



外観



平面図



妻飾（背面）

# 美術工芸品

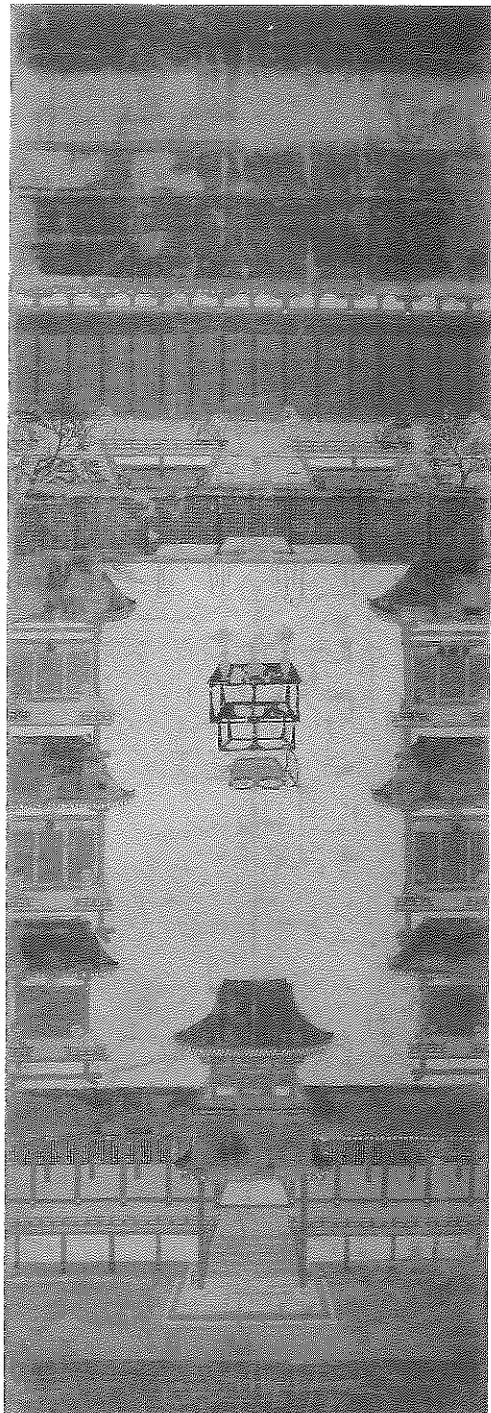
絹本著色八幡若宮神像

二幅（絵画・指定）

京都市東山区本町一五丁目七九六  
栗棘庵

（京都国立博物館寄託）

寸法 八幡若宮神像 縦 三一・一 cm 横 一二一・七 cm  
石清水八幡宮曼荼羅図 縦 八八・七 cm 横 二七・九 cm  
時代 鎌倉時代（一二世紀）



絹本著色石清水八幡宮曼荼羅図

八幡若宮神像、石清水八幡宮曼荼羅図とともに絹本著色掛幅装、一副  
一鋪。

八幡若宮神像は、朱地に金泥の亀甲文の吊紐で七宝繫文の斗帳をかけ、唐草文の背障の前に、黒漆塗りの帳台に縞綱縁の畳を二重に敷いて、童子神が坐す姿を描く。童子神は桐竹鳳凰文の袍、銀泥霞文の地に群青、緑青、淡朱の窠文の袴を着け、葉を受け縞綱風に彩色された赤い花の髪留め飾りを付けた長い髪を左右に振り分けて長々と垂らすあどけない稚児姿である。相好は厚く白彩をほどこしたのち眉を墨彩し、目は上瞼を太い墨線で引いたのち瞳を小さく点じて切れ長の目に表す。頬には淡い朱、唇は濃朱で賦彩したのち墨線を引くなど、全体に墨描下絵の上に厚い彩色をほどこす。

石清水八幡宮曼荼羅図は、きわめて細長い画面に石清水八幡宮の祭神三所を祀る神殿から楼門までを俯瞰的に描く宮曼荼羅図である。幣殿・舞殿があるべきところを縦四半敷の石畳とし、幣殿にあたるところに白木の神饌案三脚を描き、舞殿にあたるところには黒漆塗りの案

を立て、その上に三具足を据え、その香炉からは一筋の煙が立ちのぼる。その手前に札盤、右脇に磬架を置く。また、神殿の前、玉垣の内側左右や本殿の背後には樹木を描き、玉垣の外側左右にはそれぞれ正面向きに三段ずつの神殿を描く。ただし、最下段の神殿はわずかに小型に描かれる。描線は細密で、彩色は濃く、色彩のコントラストが鮮やかで美しいうえ、切箔を用いた軒先の金具、金泥塗りの狛犬、花瓶、香炉などが金色に光つて、いつそう華やかさを増している。

この二幅の絵画は一对のものとして伝来し、ともに巻留に「山王」と記されるが、石清水曼荼羅図はその構図が文化庁本八幡宮曼荼羅図（重文）と共に通していることから石清水八幡宮を描いたものと判断される。若宮神像も山王若宮にはこのような神像がみられず、束帶や脛縁の文様から皇子の姿と考えられ、仁徳天皇に比定される八幡若宮の姿を描いたものとみられる。本曼荼羅図と文化庁本を比べると、本図

が本地仏や垂迹神をまったく描かない純粹な宮曼荼羅図であること、文化庁本が参詣人物を描くのにたいし、本図では参詣人物を描かないことなどが異なっている。しかし、本図に描かれる礼拝のしつらえは、興福寺の僧恩覚の石清水參篋を描く春日権現靈験記卷十二第五段の絵などと共通するものであり、鎌倉時代後期の八幡宮の舗設を反映したものとみられる。

栗棘庵は、永仁年中（一二九三～九九）に東福寺を退いた同寺第四世白雲恵暁（仏照禪師・一二三三～九七）が洛北に開いた寺院で、のちに東福寺山内に移されたものである。白雲恵暁や栗棘庵と八幡神との関係について記すものは発見されておらず、栗棘庵に八幡関係の画像が伝来する縁由については不明であるが、中世の八幡信仰をしのぶ貴重な資料であり、また、大和絵の技法で描かれた神道美術の代表的作品として、その価値はきわめて高い。

（文責  
米屋優）



絹本着色八幡若宮神像

絹本著色僧形八幡神像  
けんほんちやくしきそうきゅうはちまんしんじょう

(互御影) 二幅(絵画・指定)

京都市右京区梅ヶ畠高雄町五

神護寺

(京都国立博物館寄託)

寸法	僧形八幡神像 縦 一四七・八cm 横 一一七・九cm
弘法大師像	縦 二三八・七cm 横 一二六・〇cm
時代	鎌倉時代(一二三世紀)

うちに鎌倉時代中期頃の作と考えられるので、それらの像にあたるとは考えにくい。しかし、「互御影」としてひとつの箱に収められて伝来するこの弘法大師像とともに、神護寺における八幡信仰の伝統を伝え最古のものであり、東大寺彫刻像の元本ともなった僧形八幡神画像のひとつ典型を示す像としても貴重な画像である。(文責 米屋優)

僧形八幡神像、弘法大師像とともに絹本著色掛幅装、三副一鋪。  
僧形八幡神像は、僧形で斜め右を向き、右手に錫杖、左手に水晶念珠を持ち、黄衣の上に遠山袈裟を着け、赤蓮華座上に坐す。頭上に日輪を戴くが、この日輪は頭光の上縁やや右に重なる位置に描かれる。堅実な筆法、衣や肉身部にほどこされた白色の裏彩色や金属部分にはどこにされた裏箔の手法、厳しい相好などから鎌倉時代中期ころと考えられる。

弘法大師像は、僧形で斜め右を向き、右手に五鉢杵、左手に念珠を持ち、牀座上に坐す。

神護寺と八幡神の関係は、神護寺の前身神願寺が宇佐神の望みにより和氣清麻呂により創建されたという由緒にも見られるように、創建当初にさかのぼる。神護寺の『承平実録帳』金堂条には「八幡大菩薩像一鋪」とあり、平安時代前期にはすでに八幡神の画像が安置されていたことがわかる。この当初の像は神護寺が衰退していく鳥羽天皇のときに仁和寺の寛覚阿闍梨によつて持ちだされ、皇室に献上されるが、石清水八幡宮、東大寺、神護寺が競つて下付あるいは返還を願つたとき文覚上人は、その神像は弘法大師と八幡神が互いに御影を写しあつたものであり、由緒は神護寺にあると主張した。このとき、朝廷はこの像を神護寺に返すことに決定し、東大寺では今日も伝わる僧形八幡神像(国宝)が快慶によつて彫刻されることになる。また、神護寺には文治年中(一一八五~九〇)に宅間為辰が弘法大師筆といわれる平岡八幡宮の画像を写した像もあつたことがしられる。本像は上記のよ



絹本著色弘法大師像



織本著色僧形八幡神像



絹本著色和東天神縁起

四幅（絵画・指定）

附 北野天神縁起 二巻、段簡二紙

寛文十二年壬子九月の奥書がある

相模郡和東町大字園小字大塚四

天満宮

寸法 各 縦 一四九・五cm 横 八六・〇cm  
時代 南北朝時代（一四世紀）

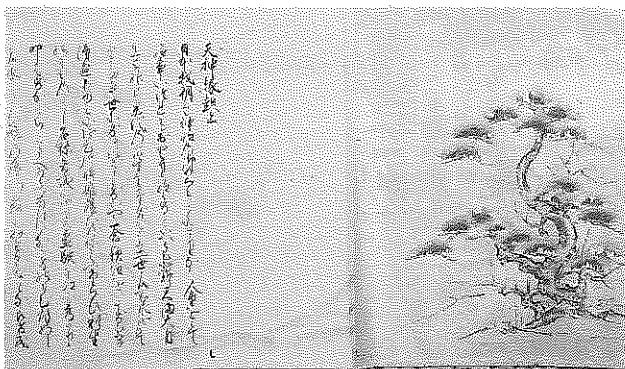
絹本著色掛幅装、各幅とも一副一鋪。

和東天満宮創建の縁起を四幅に分けて描く。各幅ともおおむね上から下、右から左に物語が進行しているが、第二幅では配流の場面が上下に分断されている（これは承久本北野天神縁起に例がある）こと、光信本北野天神縁起では第一幅に置かれた都良香の逸話が第二幅に描かれるなど乱れもみられる。

天満宮（以下、「和東天満宮」と記す）は社伝では建長三年（一二五）に天満宮を勧請したと伝え、本殿（重文）は細部手法からみて室町中期頃に改修されたと考えられるが、棟木墨書きから貞和四年（一二四八）の建立としられる。本縁起第四幅下辺に描かれる社景は、流造の本殿の両側に春日造の社殿を配し、拝殿が馬道のついた割拝殿の形式であるところ、境内が小高い丘にあるところなど現在の和東天満宮の社景と同一である。

本縁起に描かれた場面には、解釈できないものもあり、何にもとづいて場面を選択したのか、現在のところ明らかにすることはできない。しかし、都良香の逸話は梅津次郎氏によつて甲乙丙の三種に分類され、た北野天神縁起の系統のうちの乙類にしかみられないものである。いずれにしろ、先行する縁起絵をもとに、他に採られていない逸話も含んで、画面構成上、各場面の比重を勘案しながら自由に再構成した天神縁起の一異本と位置付けることができる。さらに、第四幅最下段に当社の社景を描きこむことによつて、和東天神縁起としての独自性をもたせている。

全体の場面配置は的確で古様を保つてゐる。また、先行絵卷におうところが大きくなる各場面ごとの図様構成には古様が感じられるが、



附 北野天神縁起

個々の景伝の描写には太い線で輪郭する粗豪な筆致がみられ、一部に身体比例を欠いて頭部が過大になつた室町時代に見られる人物描写の兆候が現れていることから、古典絵巻から稚拙な画風が台頭してくる南北朝時代ころの作とみてよい。本殿棟木墨書きや本縁起に描かれた社景、本縁起の様式などから本縁起は南北朝時代、貞和再建をあまりへだたらぬころ、再建にかかわつて制作されたと考えられる。

また、本縁起とともに寛文二年（一六三二）の奥書をもつ二巻の詞書が伝わる。乙類の詞を書写したもので、奥書には応永の末の詞書が伝わっていたのをこのとき写したとある。近世にいたつて本縁起絵を理解するために書写したものと推定される。

掛幅形式の作例は稀であり、しかも南北朝期にさかのほると思われる本縁起は貴重なものといえる。

（文責 米屋優）



和束天神縁起第二幅



和束天神縁起第一幅



和束天神縁起第三幅



和束天神縁起第四幅

もくぞうせんじゅかんのんりょうぞう  
木造千手觀音立像

一 帷（彫刻・指定）

長岡京市淨土谷堂ノ谷二

楊谷寺

寸法 像高 一六九・八cm

時代 平安時代（一二世紀）



楊谷寺の本尊像で、本堂（府登録）内の厨子に安置される。同寺は現在西山淨土宗に属するが、寺伝では大同元年（八〇六）清水寺の開祖延鎮により開かれたと伝え、空海を二世とする。直立し、頭上に十一面と阿弥陀化仏をいただく、通形の四十二臂の千手觀音立像である。

楊谷寺の本尊像で、本堂（府登録）内の厨子に安置される。同寺は現在西山淨土宗に属するが、寺伝では大同元年（八〇六）清水寺の開祖延鎮により開かれたと伝え、空海を二世とする。直立し、頭上に十一面と阿弥陀化仏をいただく、通形の四十二臂の千手觀音立像である。

首とするかと思われる。背面は肩部に横一材を当てるほか、地付ままで背板風に一材を当てる。両腕は肩から別材製とし、合掌手、宝鉢手の他の脇手は前後三列に並べ、台板に取り付けている。相好を小作りにし、目は細く伏し目がちに穏やかに表す。宝髻の高さは低く、衣文の彫りも比較的浅く、胸から腹にかけてのヴォリュームの変化も少なく、平安時代後期の特色がつよいが、膝前の衣文には変化もみられる。脇手がほとんど後補のものに替わっていることが惜しまれるが、体幹部は堂々とした作風で、当代の作品のうちでも出色のものである。現在は楊谷觀音として信仰を集めている。

等身を超える藤末鎌初の典型的な千手觀音立像としてその価値は高い。

（文責 米屋優）

# 木造毘沙門天立像

一 艦 (彫刻・指定)

船井郡日吉町大字中世木小字宮前一三

普門院

右手指先、天衣遊離部・袖の一部、右足先の一部、持物、邪鬼、彩

色は後補であるが、概ね当初の部分が残り、保存は良好といえる。

普門院は現在高野山真言宗であるが、歴史については明らかでない。

この毘沙門天像は、現在は本尊の觀音菩薩像の脇侍として祀られているが、もとは牧山裏坂の引尾峠の頂上に安置されていたものであると伝える。

鎧を着け、右手を腰にあて、左手に戟（後補）を執り、正面に忿怒の相を向け、腰をやや左に捻、右脚を遊脚として、邪鬼（後補）を踏んで立つ。

鎧を着け、右手を腰にあて、左手に戟（後補）を執り、正面に忿怒の相を向け、腰をやや左に捻、右脚を遊脚として、邪鬼（後補）を踏んで立つ。

小さめの頭部で、忿怒の表現も眉根を寄せた両眼とひき結んだ口だけにとどめ、全体に穏やかなふんいがある。軽くひねった腰高の軽やかなプロポーションは平安時代後期の京都で制作された天部像に共通するものがあり、本像ではそれらの特徴がいかにも手慣れた感じで表現されている。

造像の由来が明らかでないことが惜しまれるが、保存状態も良く、平安時代後期の毘沙門天像の典型を示す美作として、その価値は非常に高い。

（文責 米屋優）



寸法 像高 一〇一・四cm  
時代 平安時代（一二世紀）

## 木造扁額

額文「海住山寺」

裏面に「承元二年辰十一月廿七日書之桑門瞻空」の墨書がある

## 木造扁額

額文「海住山寺」

二面（工芸品・指定）

相模郡加茂町大字例幣小字海住山一〇

海住山寺

### 寸法

（在銘）縦五八・八cm（縁込七一・二cm）

横三九・四cm（縁込五二・〇cm）

（無銘）縦六三・〇cm 横四一・〇cm

### 時代

（在銘）承元二年（一二〇八）

（無銘）鎌倉時代（一二世紀）

在銘のほうは、額面はスギ材一枚板製。一重枠で内・外区に分け、内区中央に「海住山寺」と文字の縁を陰刻し、その内部に胡粉を盛つて文字を表現する。外区胡粉地に緑青、丹等の顔料で縹緲彩色をほどこす。猪目を各辺に二か所ずつ貫通させる。外縁部は、額面とは別材製の後補のものであるが、正面及び側面に緑青で彩色し蕨手を描き、蕨手部分には金箔を押す。

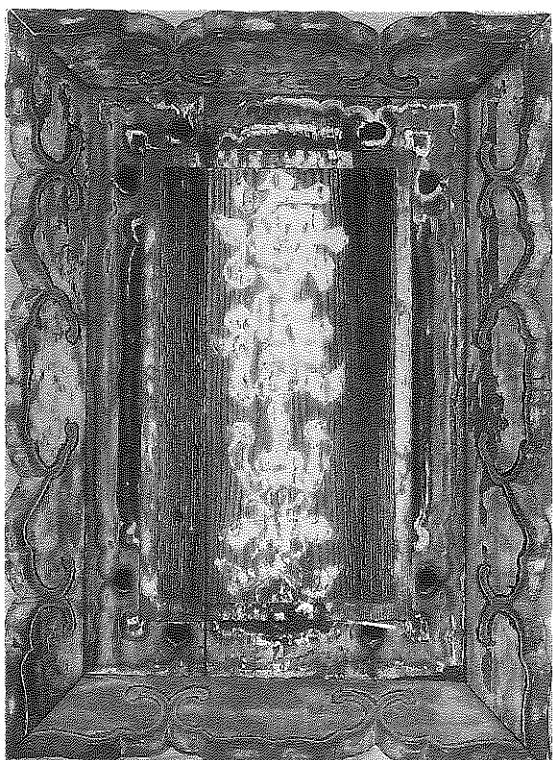
裏面に「承元二年戊十一月廿七日書之／桑門瞻空」の墨書がある。無銘のほうはヒノキ材縦三枚矧。矧目に麻布を巻き、鎌でつなぐ。一重枠で内・外区に分け、内区は胡粉地とし、中央に黒漆で「海住山寺」と書す。文字には後補部分がみられる。外区は漆下地に金泥で縁取りし、胡粉、朱、緑青で蓮華文を描く。上下辺に二か所、左右辺に四か所の猪目を開けるが貫通していない。側面には、漆地に菊花文をほどこすが、これは後補と思われる。

在銘のほうは銘文から制作年代などがしられるが、無銘のほうも形状などからみて、在銘の方とほぼ同時期のものと考えられる。

海住山寺は、鎌倉時代以前の歴史は明らかでないが、鎌倉時代初頭に解脱房貞慶が復興したことでしられる。貞慶は興福寺の僧であったが、建久四年（一一九三）笠置寺に隠棲し、さらに承元二年（一二〇八）海住山寺に移り、寺の復興に着手した。本扁額の筆者瞻空も貞慶と同時期の僧で、相模郡当尾小田原寺に住した。瞻空は承元三年笠置



海住山寺扁額（無銘）



海住山寺扁額（在銘）

山の弥勒仏を模して刻まれた大和大野弥勒麻呂崖伝の供養の導師を勤め、また建暦二年（一二一—）興福寺北円堂弥勒如来坐像の制作時に胎内納入経の書写をするなど、貞慶とともに鎌倉時代初期の南都における弥勒信仰の主唱者であつたと思われ、両者の密接な関係のもとに海住山寺伽藍復興に際してこれらの扁額も作られたものであろう。

現在はともに本坊内に掲げられるが、もとは本堂と山門に掲げられていたと伝える。鎌倉初期にさかのぼる扁額の例としてばかりでなく、南山城の名刹海住山寺の解脱房貞慶による復興を伝える資料としても重要である。

（文責 米屋優）

## 木造扁額 輝文「正二位聖大明神」

一面（工芸品・指定）

裏面に「元享三年（亥十一月二日庚申之）」「散位正四位下藤原朝  
臣行房」の墨書きがある

福知山市字中小字立戸二二一三  
庵我神社

寸法 縦 八二・二cm 横 四九・〇cm  
時代 元享三年（一三三三）

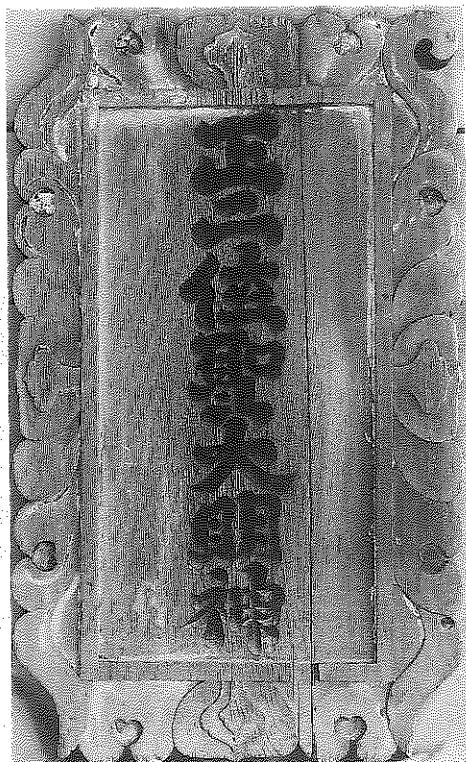
ヒノキ材一枚板製。現状では右側三分の一一位のところで割れたのをつないでいる。表はほとんど素地が現われているが、胡粉下地彩色の痕跡を留める。長方形の一重枠で囲まれた内区の中央に「正二位聖大明神」の文字を薬研彫し、後補の墨を注す。外縁は蓮華様の花先形方とし、四方の角は蕨手状の渦巻とするが、右上角部を残し欠失する。裏は黒漆塗りとし、「元享三年（亥十一月二日庚申之）」「散位正四位下藤原朝臣行房」の墨書きする。

庵我神社は旧丹波国天田郡庵我郷に所在する延喜式内社で、古くは『続日本記』宝亀四年（七七三）九月条に「庵我社」として現われる。中世には庵我郷から庵我荘が成立し、鎌倉時代には宝莊嚴院を本家と

し、青蓮院を領家と仰いでいたが、実質的には青蓮院の支配を受け、庵我神社は莊園鎮守の性格を有していた。「聖明神」とは四祭神のうちに神功皇后を祭つてゐるためという。神階については『三代実録』貞觀一四年（八七二）一月二九日条に庵我神社が正六位上から從五位下に昇叙した記事を載せるが、以後神階昇叙に関する記録はみあたらない。

筆者の藤原行房は行成の系統（世尊寺流）の能書の嫡流で、後醍醐天皇に近く仕え、笠置、隱岐と行を共にする。妹の勾當内侍は新田義貞の室である。延元二年（一三三七）金崎城落城のとき尊良親王に殉じている。『増鏡』第十六「くめのさわら」には、行房が當時一流の能書であったことを物語る記事があるが、これまで真跡は教王護国寺蔵の願文がしられるのみであった。本扁額の書体は行房の祖父経朝の文永一年（一二七四）銘である三重県・伊奈富神社の木造扁額（重文）と近似しており、扁額における世尊寺流の書体が確立していたことをすることができる。本扁額は保存状態の良好な鎌倉時代の扁額の古例であるばかりでなく、能書行房の希少な真筆としても、世尊寺流の扁額の書体の典型としても貴重である。

（文責 米屋優）



庵我神社扁額

## 木造扁額 額文「萬福寺」

一面（工芸品・指定）

裏面に「貞和二年七月十二日遊行第七他阿書」の刻銘がある

宮津市字文殊四六六

知られる。工芸的に優れているばかりでなく、丹後の時宗文化を物語る資料として歴史的にも価値が高い。

（文責 米屋優）

（府立丹後郷土資料館寄託）  
智恩寺

寸法 縦 五三・三cm 横 三三・五cm  
時代 貞和二年（一三四六）

全面黒漆塗りで樹種は不明である。二重枠に囲まれた内区に「萬福寺」の寺号を鋤彫りする。その四辺に一〇個の花先形を連続させた形の外縁部を貼りあわせる。各花先形内には鑄漆盛上げにより牡丹唐草文と宝珠を線描する。花先形の盛りあがった部分、外縁部側面、二重枠の部分は金箔押しとする。外縁部上下辺は破損していたが、近年修理された。裏面には「貞和二年七月十二日／遊行第七他阿書」の刻銘がある。

萬福寺は中世まで丹後国府中にあった寺院である。宮津市・妙立寺の髹漆厨子（重文）の墨書によれば、萬福寺は大同三年（八〇八）弘法大師の建立と伝え、真言宗の寺院であったが、久しく跡絶えていたのを南北朝時代になつて、丹後守護代蓑浦四郎左衛門（在職一三四五〇、法名俊阿）が大願主として再興したという。貞和二年（一三四六）六月晦日に遊行第七上人他阿（託何）が丹後府中を訪れ、大谷寺住生院を道場と定めて逗留、布教しており、萬福寺はこの時宗に改宗したものと思われる。以後、中世を通じて萬福寺は橋立道場ともよばれ、丹後に於ける時宗の中心として栄えた。本扁額は、この萬福寺再興に際して託何によつて揮毫されたものと考えられる。萬福寺はそのちほどなく炎上消失し、貞治三年（一三六四）に再興し、ふたたび永正四年（一五〇七）年に守護一色氏夫人が大檀那となつて再興された。しかし、ついに戦国の動乱の中で衰退してしまつたらしく、こののちの歴史はふめいである。さいわいに本扁額だけは戦禍をまぬがれ、現在は天橋立智恩寺の所蔵くなつている。

なお、託何の筆になる扁額としては、貞和二年銘の福井県・称名寺の木造扁額、文和三年（一三五四）銘の広島県・西郷寺の木造扁額が



智恩寺扁額

## 木造扁額 額文「如意寺」

裏面に「永仁三年乙八月廿二日亥」、「正四位行左馬頭藤原朝臣定成」の墨書がある

一面 (正書品・指定)

熊野郡久美浜町二三七二

如意寺

(府立丹後郷土資料館寄託)

寸法 縦 六五・四cm 横 四〇・〇cm  
時代 永仁三年（一二九五）

如意寺は丹後国熊野郡に所在し、行基建立の寺伝をもつ真言宗の古寺である。

この扁額は、ヒノキ材製、中央で縦二材矧。木口を三か所ダボで接合する。長方形の一重枠で囲まれた内区中央に「如意寺」の寺号を鋤彫りする。外縁部は四辺とも簡素な花先形模様とする。表面及び側面には漆塗りとした痕跡が残る。裏面には「永仁三年乙八月廿二日亥」、「正四位行左馬頭藤原朝臣定成」と墨書する。

筆者の藤原定成（一二七八—一三一二）は世尊寺流第九世経朝の子で行房の叔父にあたる。嫡流ではないが能書として知られ、兄経尹とともに当代きつての名手として重んじられていたことが『勘仲記』や『看聞御記』など当時の記録類からしられる。室町時代の能書としてしられる三条西実隆は『実隆公記』に定成の筆跡について「一見驚目者也」と記している。このように定成の書は後世になつても尊重された。しかし、真跡とされているものは少なく、これまで東京国立博物館蔵の平行成願文と自著を加えた書状一通がしられているにすぎなかつた。如意時の寺伝では本扁額は伏見天皇により勅額として定成を勅使として賜つたものであるという。この扁額の書体は経朝の筆による建治元年（一二七五）銘の東京都・天満宮の木造扁額（重文）と近似しており、これも世尊寺流の扁額の書体として注目される。本扁額は保存状態もよく、庵我神社の木造扁額同様、鎌倉時代に遡る典型的な世尊寺流の書体の扁額として貴重である。

（文責 米屋優）



如意寺扁額

二七冊（典籍・指定）  
福知山市字瀬木五四  
桐村典兒

形狀 各冊子とも袋綴装  
時代 室町時代～江戸時代

桐村氏は常陸国那珂郡を本貫地とした中世武士大中臣氏の一族で、鎌倉時代後期頃、丹波国金山郷地頭として土着した大中臣経久を祖とする一流である。中世には土豪として福知山に勢力を扶植し、近世には庄屋を勤めた桐村家には、いわゆる地方文書のほかに、十六世紀後半から十七世紀初頭にかけて書写された、武術・芸能およびその他教養にかかる典籍類が、二十七冊伝来されている。各冊子とも楮紙で袋綴装である。

内容は、生活全般に及んでいるが、茶・香関係のものは見あたらぬ。これらの伝書類はいずれも熟達した筆跡でもって書かれており、永錄二年三月十四日に書き写された、「鷹百首」が最も古い。そしてその他書写年代の判明しないものも、筆跡・紙質から考えて、ほとんどが十六世紀後半から十七世紀初頭に書写されたものと考えられる。ただし、「料理献立」、「消息之法」は、近世中期以降のものである。したがって、二十七冊を一括してきた桐村家ではあるが、この二冊だけが後世なんらかの理由によつて混入したのであろう。

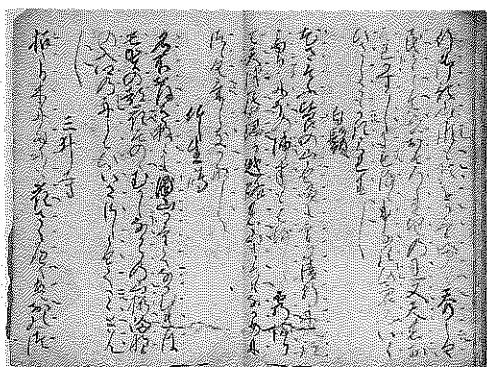
伝書を書写した人物については、すべてが桐村家の人物のよつたとはいきれないが、「桐村采女」または「桐村采女実次」と書かれたものがもつとも多く九冊、宗春一冊、桐村喜兵衛一冊となつてゐる。しかしこれらの人物についての具体的な経歴・事跡等は、桐村家においても現在不明である。

この時代の在地武士階級の文化的環境を伝える史料がこれだけまとまって残つてゐることは大変珍しく、その史料的価値は高い。

（文責 地主智彦）



7 [和 歌]

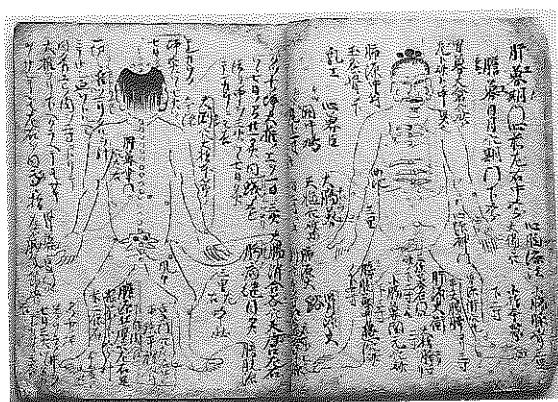


2 調査 [小説集]

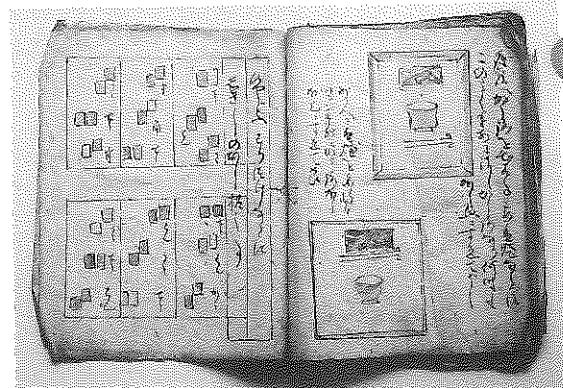
桐村家伝書一覧

番号	題(内題・外題)	内 容	奥書年月日	書写者名	備 考	寸法(縦×横)cm	紙数
1	実盛	謡曲	慶長	桐村采女		20.4×13.5	23
2	諷乘	小謡集	天正13.3	桐村采女	125曲カゴマ点アリ	20.6×13.7	42
3	無題	小謡集		桐村采女	ゴマ点アリ	20.0×12.9	21
4	ゆみやわた・たうめ うし・おはらこかう	謡曲	慶長	桐村采女	ゴマ点アリ	20.5×13.5	33
5	鷹百首	和歌	永禄2.3.14	桐村喜兵衛	注釈を付ける	23.5×17.1	19
6	百人一首	和歌	慶長7.7.9	桐村采女実次	注釈を付ける	24.7×20.0	38
7	無題	和歌			扇面に絵	25.3×20.0	31
8	無題	和歌		桐村采女	104首、歌題別	23.7×17.3	12
9	連歌式目聞書	連歌	元亀4.4.25			21.3×12.8	40
10	料理方次第	料理		宗春		25.5×16.6	21
11	料理献立□	料理				19.0×13.5	31
12	矢細工日記	矢に関する覚書		桐采女		21.3×14.0	28
13	弓方細工日記	弓に関する覚書			「主実次」	23.1×17.4	30
14	銘尽	刀の銘			値を付ける	26.3×20.0	9
15	鷹馬字少々	鷹、馬に関する教養				25.8×20.2	16
16	灸經並針□之□	武士の作法		実次	題と一致せず	24.0×20.5	28
17	無題	立花図集				22.9×16.6	16
18	□書	武士の作法			「桐采女助」	23.8×20.0	31
19	鞠之日記	鞠	天正5.閏7.9		「桐采女」	24.4×17.2	25
20	無題	医学			彩色絵アリ	25.2×20.0	30
21	無題	卦		桐村采女実次		13.9×42.3	22
22	張良八陣図	卦			「桐采女助」	13.8×42.3	18
23	玉藻前物語	文学				23.8×19.5	22
24	二拾四考	文学			「桐村采女之助」	25.8×20.0	25
25	色漆塗様之事	色漆の遺様			「桐采女」	23.5×17.0	5
26	無題	家の寸法				22.6×15.5	15
27	消息之法	手紙の書き方			「桐村采女助」	21.1×14.0	26

備考欄の括弧内の名は表紙上の署名



20 [医学書]



16 [武士の作法書]

# 法華經（平登子三十三回忌供養經）

七卷（典籍・指定）

明徳五・応永元年沙弥道政の書写奥書がある

附 経箱 一合

宮津市字成相寺三三九

成相寺

形状	卷子装
寸法	第一卷 縦二七・四cm 全長一一・〇六m 一五紙継ぎ
	第二卷 縦二七・一cm 全長一二・七四m 一九紙継ぎ
	第三卷 縦二七・〇cm 全長一一・九七m 二六紙継ぎ
	第四卷 縦二七・三cm 全長一〇・四五m 一三紙継ぎ
	第六卷 縦二七・三cm 全長一〇・九八m 二四紙継ぎ
	第七卷 縦二七・一cm 全長一〇・二九m 二三紙継ぎ
	第八卷 縦二七・〇cm 全長九・二四m 二〇紙継ぎ
経箱	長二四・八cm 広一二・〇cm 深二一・八cm
法華經	応永元年（一三九四）
経箱	寛永十一年（一六三四）

法華經は仏教伝来の初期から護國三部經の一として重視され、現世利益を、また、女人往生を説く唯一の教典として信仰された。法華經の写經の歴史は長く、遺品も数多い。

この法華經は、明徳五（応永元年七月五日改元）・一三九四）年に平登子の三十三回忌供養のために、足利道政なる人物によつて書写されたものである。現在七巻で、第五巻を欠く。各巻ともに茶尾紙を模した茶地丁子散の後補表紙を付す。本文料紙は、楮交漉しの上質の斐紙に、界高二一・五cm、界幅二・〇cmの銀界を施す。本文の筆跡は七巻共に一筆で室町時代の筆致で丁寧に書写され、文中には室町時代中期以降と見られる後筆で、墨送仮名、返点、朱句点、拘点がほぼ全文にわたつて付されている。各巻末には書写年月日が記され、特に第一巻と第八巻の巻末には、道政による発願文が掲げられる。これらの奥書によると、明徳五年四月四日に第一巻が発願書写され始めた後、一月に二巻の割合で書き写され、応永元年八月四日に八巻の書写を終

えている。その後、同年九月四日には供養を遂げた旨の同筆の追記がある。被供養者の平登子（登真院定海大禪定尼・大方禪尼）は北条氏の一族である赤橋氏に生まれ、元応元（一三一九）年足利尊氏に嫁いだ。その後に義詮・基氏を生み、正平二〇（貞治四・一三六五）年五月四日に六〇歳で薨じている。

供養者である「沙弥道政」であるが、一四世紀後半ころより、丹後国河守郷（加佐郡大江町河守）に勢力を持つた大和氏の足利道政と考えられる。道政の祖父の大和秀政が娘を足利尊氏の側室にしており、秀政から道政までの三代、足利を名乗つてゐる。（萩藩閥閱録）

さて、法華經の各巻首には「奉施入惣持院」と墨書がある。惣持院は成相寺の本坊であった。成相寺は院政期より「四方の靈驗所」として名高く、西国三十三所靈場として、一五世紀中頃には、六〇町あまりの寺領を有する、地域においては最有力の寺院であつた。一六世紀にはいると観音靈場巡礼の庶民化に伴い、賑わいを見せる。「沙弥道政」によつて書写された場所、また、成相寺に施入された時期は確定できないものの、この遺品が、丹後にいて書写された可能性はある、巻首の墨書の字体から見て、供養後そう長い時を経ずして惣持院に入され、現在に至つていると考えられる。とするならば、一巻を欠くものの、丹後にゆかりのある教典としては古くまで遡る遺品として注目される。

また、この法華經は、その丁寧で謹直な筆使いに登子への追慕の情を感じさせる品であると共に、室町時代前期の写經を代表する例として貴重である。

附の箱は、全面漆塗り。側面に十二弁蓮花模様の金具をつける。寛永一（一六三四）年惣持院住持憲祐の時に作成された。傷みが激しいものの、現在もこの箱に収納されており、併せて保存をはかるうとするものである。

（文責 地主智彦）

(第八卷奧書) 恭值／登真院殿三十三回之忌辰、敬繕寫法華／妙典、

專以奉資薦尊靈之冥福者也、／伏願／龍女獻一顆寶珠、便見成等正覺、  
諸子／離三界火宅、方了大事因緣、將此深心／永昌後胤、

應永元甲戌八月四日 沙弥道政謹書了 (花押)

同九月四日遂供養已

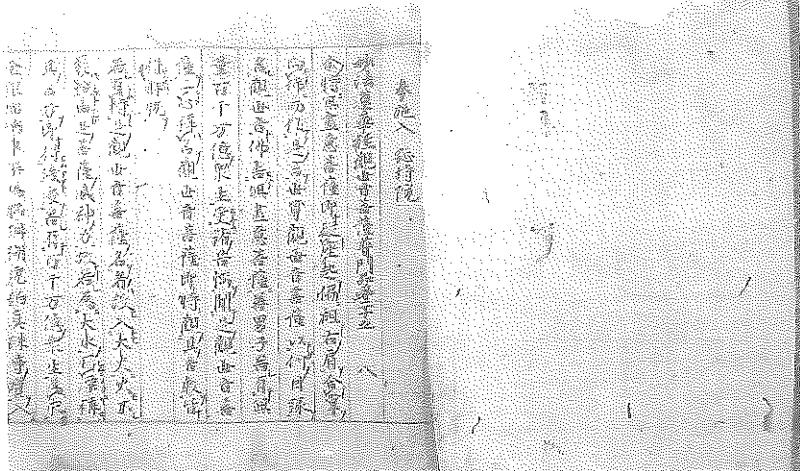
(經箱底裏墨書)

寛永十一甲年

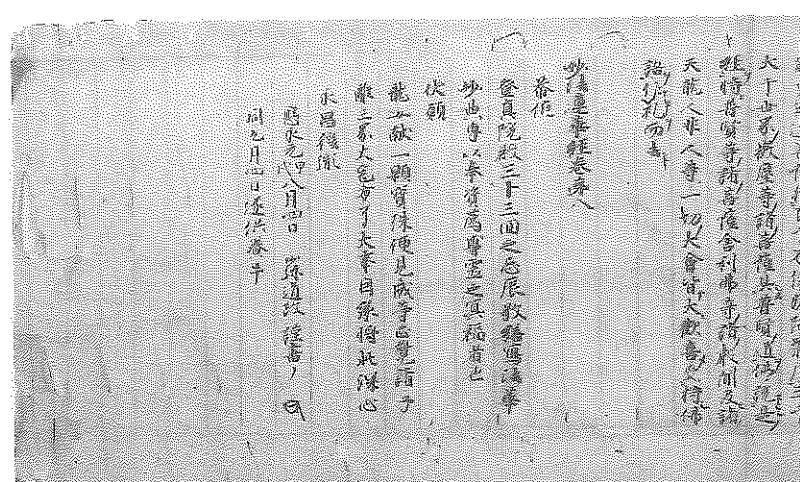
成相寺 惣持院阿闍梨憲祐之

三月吉日

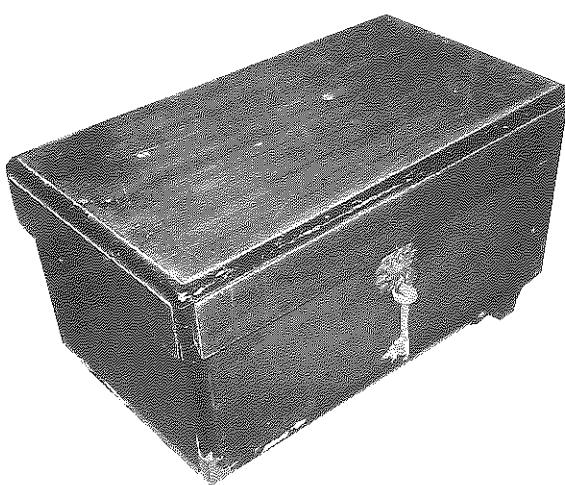
堂供養十部經  
御作之



法華經 第1卷 卷首



法華經 第8卷 卷末



經 箱

## 九三八三一点（古文書・指定）

八幡市八幡清水井七三

正法寺

時代 鎌倉時代～明治時代

正法寺文書は、八幡市八幡清水井に所在する名刹、浄土宗徳迎山正法寺に伝来した、中世から近代にかけての一万点近くにも及ぶ質量共に豊富な文書群である。一部巻子装のほかは、未表具であり、二十八箱に分かれて伝来している。

正法寺の開創は一二世紀末にまで遡り、鎌倉幕府御家人の高田氏（後代に志水と改名）の菩提寺として開かれたものである。一六世紀になると後奈良天皇の帰依を受け、天文一五（一五四六）年勅願寺となつた。その後志水家の女龜（相應院）が徳川家康の側室となり、その子義直が尾張藩に封じられたことから、尾張藩の厚い庇護を受けるようになつた。相應院は寛永一九（一六四二）年に没するが、正法寺はその菩提寺となり、この由緒によつて江戸時代の各種の名所案内に載せられ、参拝者で賑わうこととなつた。

中世文書は約二百通伝来しており、内容的に正法寺由緒に関わるものと塔頭を中心とする田地集積にかかる土地売券類に大別される。由緒関係のものとしては、室町時代後期に住持となつた聖譽と伝譽に関するものが早い時期のものである。後奈良天皇綸旨をはじめ、後奈良天皇女房奉書や、文亀三（一五〇三）年正法寺常住職請状写、永正一三（一五六）年知恩寺聖譽の書状、また永録五（一五六二）年の室町幕府奉行人連署奉書と禁制なども貴重である。

百通余り残された中世の土地売券は、文保元（一二三七）年が最古であるが、一四・一五世紀中の売券は正法寺に売却される前の段階の手継証文がほとんどで、正法寺（塔頭）への最古の売券は延徳四（一四九二）年のものである。なお天文一〇年より十年間に四十通程が集中して出ており、第十一世伝譽による正法寺再興と軌を一にするものと考えられる。なお正法寺の土地集積は主に塔頭の一つ正寿院を中心に行われたが、ここで作成された元亀元（一五七〇）年の「当院田畠本帳」には、当該期の正寿院領の一筆毎の所在地、面積、本役の有無、

加地子高、作人等が記載されており、天正一六（一五八八）年の「当知行分指出帳」（慶長五年時の写を含め十七冊）とともに、八幡地域の戦国末期の状況を知るためのみならず、太閤検地に先行する土地制度史料としても貴重なものである。

一六世紀末成立した統一政権からは寺領宛行の朱印状が出されたが、まず秀吉朱印状は三通伝来する（内一通は天正一七年の山城国検地に基づく寺領宛行状）。慶長五（一六〇〇）年徳川家康の寺領宛行朱印状は、家康自署が認められ、徳川氏歴代朱印状は、家綱・家茂のものを除き原本が残されている。また建保元（一二一三）年源定康田地売券をはじめとする四通の写しは、正法寺創建の由緒にかかるもので、近世の写しであるだけに検討の余地はあるものの、重要なものといえども、近世の正法寺の歴史を象徴的に示すものは、古代以来その社格を誇る石清水八幡宮との間における寺領域を巡つての争論である。寛文五（一六六五）年の徳川家綱朱印状の記載を発端にし、断続的に幕末まで続けられるが、いずれも完全な解決には至らなかつた。大量に残された尾張藩および志水家よりの書状・用状類は、これらの争論にかかる指示を中心とするものである。この一件についての記録は、正法寺の歴史にとってだけでなく、近世社会における神社と寺院との関係、また寺社に対する幕府、藩、地域社会の関与の仕方などを考察する上で非常に貴重な史料であることは間違いない。

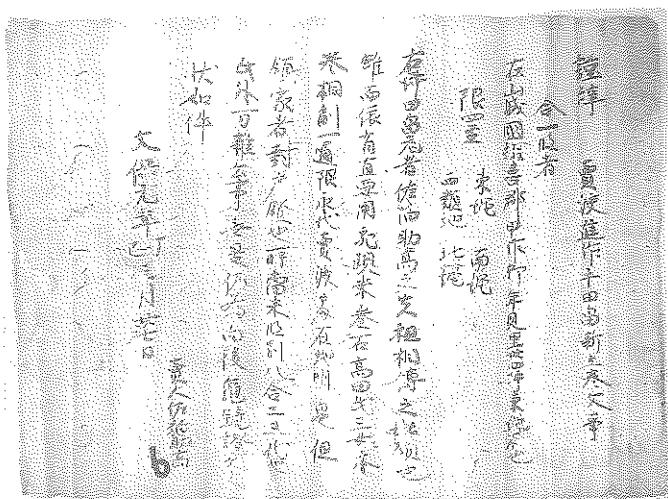
さて、その他にも、正法寺は住持の進退を含め志水家の支配を受けたが、志水家による支配の有様を示す文書、また、塔頭が年預として輪番で書き継いだ日記類は、元禄三（一六九〇）年を始めとして十余冊が残され、山内での触穢観や習俗がうかがえ、当時の社会的諸関係や社会観を知る上で興味深い文書もある。

正法寺は近世には山城国を管轄する京都町奉行の支配をも受けたが、石清水八幡宮を介して正法寺に出された触状千点余も収められている。また洛外の寺院でまとまつた数の触状をとどめる例は珍しく、京都町奉行所の支配のありかたを解明する上でも重要なものである。

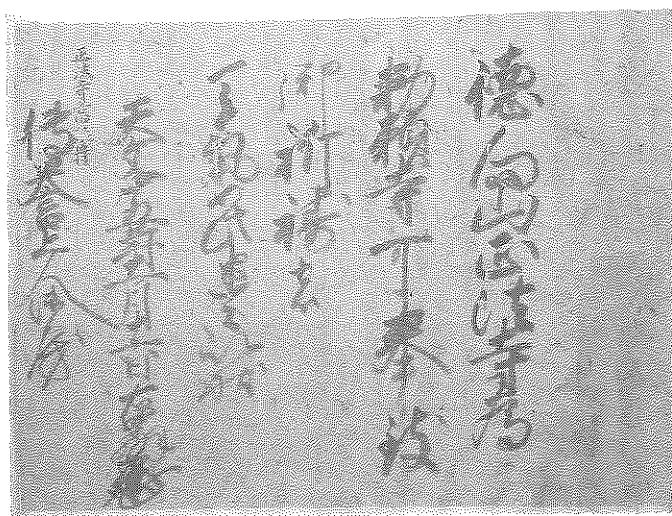
重要文化財に指定されている正法寺本堂の、寛永六（一六二九）年時の普請の詳細を伝える文書がまとまつていてることも特筆すべきこと

である。この時期の建造物と普請関係の文書が共に残っている寺院は全国的にもあまり例がない。絵図類は、正法寺 자체のもの以外にも寺周辺地域の垣・堀の様子や都市構造を示すものも多く、絵図資料として重要なだけでなく、文書の理解を助けるものともなっている。

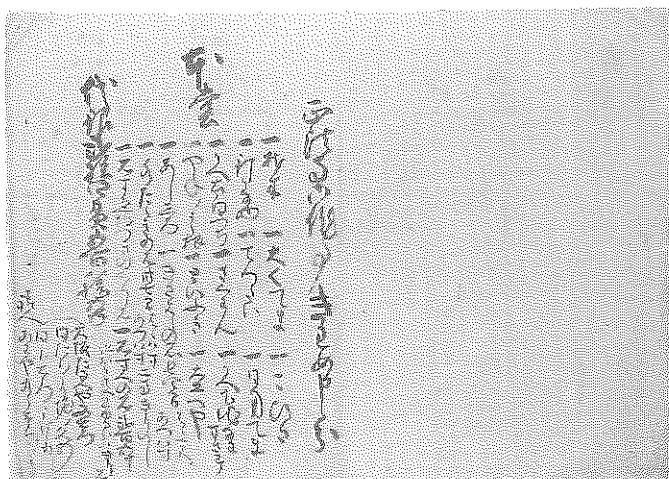
(文責 地主智彦)



佐伯助高作手田島壳券



後奈良天皇諭旨



正法寺御こんりうの帳

# 無形文化財

とう  
芸  
げい

陶芸

(保持者) 木村  
盛伸

(指定) 昭和七年九月三十日生

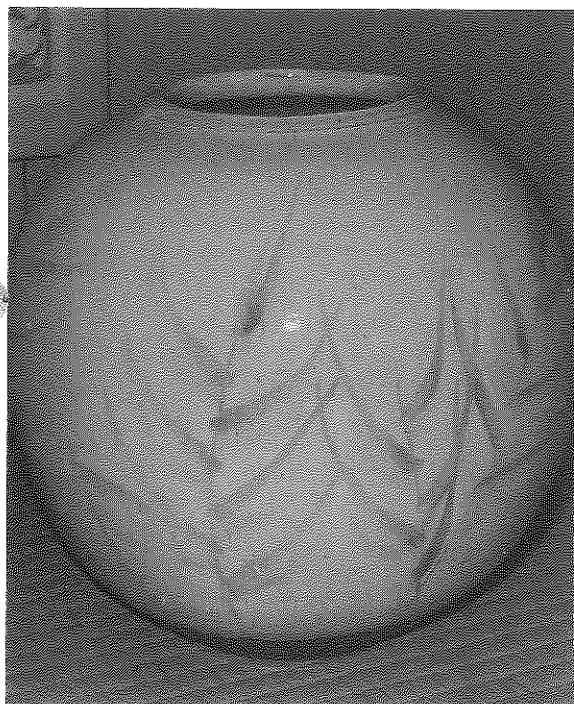
京都市左京区岩倉木野町一七一

陶芸は、土石類を細かく碎いて練り、形を造つて火で焼き固め、様々な器物をこしらえる技術である。その技術は人類が最も早く発見したもの一つであり、わが国でも縄文土器に始まる長い歴史がある。したがつて、その種類、原材料、技術などが多岐に渡つており、作品もまた多種多彩なものがある。

陶器の分類は、いまだ確立していないが、通常は、長石質陶器、石灰質陶器、粘土質陶器に大別される。わが国の陶芸の主流を占めているのは粘土質陶器であり、信楽、萩、唐津、志野、黄瀬戸、瀬戸黒、織部焼といつた代表的な焼物はすべてこの部類に属している。

陶芸は、坏土の調整から、口クロ、手びねり、押型などの成形、施釉、絵付けなどによる加飾、さらに「一焼き、二土、三細工」と言われるほど重要な焼成に至る様々な技法からなり、その組合わせしだいで大きな変化をみせる。無釉の締焼もあるが、焼成によつて、例えば微量の鉄分は酸化焼成により黄色、還元焼成では水色の青磁色によるし、銅の場合は酸化で緑、還元で赤となる。あるいは、ゆっくり冷やすと鉄茶色になる鉄釉も、真っ赤に焼き上げた窯から引出して急速に冷やすとたいていのものが瀬戸黒のように黒くなる。つまり、その変化はほとんど無限といつてよいのであり、そこに伝統を踏まえた人それぞれの特色ある陶芸が展開している。

(文責 植木行宣)



白釉撥落し



木村盛伸

木村盛伸

木村盛伸氏は、昭和七年、木村聖山（本名・繁）の三男として京都市五条坂に生まれた。父聖山は石川県大聖寺の出身で、京焼の名家三浦竹軒などのところで働いた画工で名手として知られた人である。

盛何日は 小学校を卒業したあと京都立美術（現・京大工芸科）に進み、その六年間彫塑を学んだ。同校に陶磁専攻の科がなかつたからであるが、卒業後は身近い存在であつた陶芸の道を志し、京都府立陶工職業補導所に入った。そこで研鑽を積むとともに長兄の盛和や清水卯一の薰陶を受けた。そこで日本伝統工芸展に挑戦するようになり、昭和三十三年第五回展に初出品で入選、その後現在まで毎年出品を続けている。その間、昭和三十四年の第八回朝日現代陶芸展で第三席に選ばれたのを皮切りに、伝統工芸近畿展などでの数々の賞を授賞している。その一方、昭和三十五年には日本工芸会正会員となり、平成二年には同会理事に推されている。

氏は灰釉、粉引、白釉などを主とし、熟達したろくろ成型を基本に器型と肌合いのものと可能性を追求し、優れた作品を生み出している。その陶芸は高度な造型力に基づく、素直で自然な器型に独自の趣があり、そこに特色がみられる。また、土に対する感心も強く、所の土を活かす道をさぐりつづけ、それらの土味を生かした粉引の優品を生み出している。その一方で、灰ぐすりの研究をすすめ、それを基礎にして仕事で大きな成果を上げている。ぶな、ならの木灰を生かしたえみいえぬ色合いを呈する木野一彩はその代表であり、大原特産のしば漬用の紫蘇や茄の幹を焼いた灰を用いた味わい深い梅華皮、珪酸分の強い灰を用いた鉄赫釉や鉄彩などでも個性豊かな作品を創作しており、高い評価を受けている。

(保持者・認定)

双  
編

綴織は、張った経糸の下に実物大の下絵を置き、杼に通した緯糸で経糸を拾うように「一越一越」文字どおり綴りわけて文様を表す織物である。平織りの一技法であるが、文様表現に必要な部分だけを別糸で織ることができるのが大きな特色である。そのため、文様の境目にハツリメ（細かい隙間）が生じるが、多彩な絵模様を表現することができる最も装飾性豊かな織物であり、「爪で織る錦」と称され、綴錦と呼ばれている。

エジプトのコプト織やヨーロッパ中世のゴブラン織もこの綴技法による織物である。わが国でも綴織の遺品が法隆寺や正倉院に見られるが、その後はながく行われなかつたと考えられている。それが再度織られるようになつたのは、江戸時代の後期であり、中国の綴錦にならい、西陣において、高度な技術を要する美術的な織物へと発展した。祇園祭の山鉾を飾る懸装品にはそうした優れた作品が数多く伝存している。現在は、帯をはじめてとして、袱紗や、壁掛け、綴帳など、美術工芸品的な制作に多く用いられている。

細見房

細見房雄  
(保持者、認定)  
細見房雄氏は、大正十一年、兵庫県氷上郡春日町で生まれる。昭和十二年、十五才で手に職をつけるために京都に出、西陣の織屋・波多

卷之三

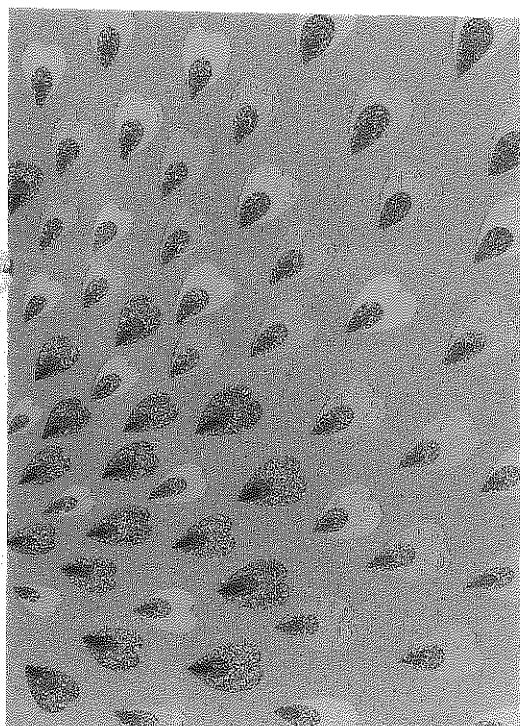
(保持者) 細見房雄(雅号・華品)  
大正十一年八月二十三日

細見房雄氏は、大正十一年、兵庫県氷上郡春日町で生まれる。昭和十二年、十五才で手に職をつけるために京都に出、西陣の織屋・波多野製織工場に入り、目で見、身体で覚える苦労を経て、綾織り、繡子綾など様々な技法を習得。ようやく将来が展望できるようになつた昭和十八年、戦場にかりだされ、敗戦後も三年余りシベリヤでの抑留生活が続いた。その生活は苛酷であつたが、それによく耐えて帰国した氏は、多様な織技の中から、自分の生きる証として自分の思うものを表現できる綾織を選びとり、その後一貫してこの道を歩んできた。綾織は、西陣のシンボルといえるもので、技術者も少なくない。た

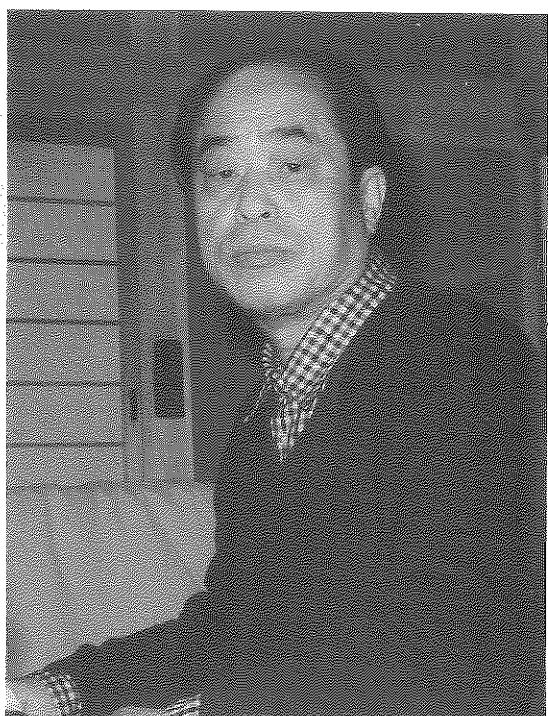
だ、その多くが伝統的な綴織の世界にひたつているなかで、氏はその技法を習熟するとともに、自分の綴を求めて精進を重ね次々と新しい作品を生み出してきた。それが世に現われたのは、第十回日本伝統工芸展に初入選した昭和三十八年の頃からで、以後、同展を中心に活躍し、現在まで連続入選を果たしている。その間、昭和四十年には日本工芸会正会員となり、昭和六十一年の第三十二回展では日本工芸会会长賞を受賞（綴「友愛」・文化庁買上げ）、昭和六十二年第三十四回展では保持者選賞（有紋薄物帯「爽」・文化庁買上げ）に輝いている。また、第三十三回展では鑑査・審査委員を勤め、その年六十一年には日本工芸会理事に選任され、現在に及んでいる。その一方、昭和三十九年創設の日本染織展でも活躍、第一、五、七回展では日本工芸会賞を受賞し、その後鑑査・審査委員を歴任している。こうした活動のかたわら、日本工芸会近畿支部の役員として、長年にわたり後進の育成や伝統工芸の普及に大きな役割を果たし、その面での功績も大きいものがある。

このように、細見氏はこの道五十年の綴織のベテランであり、卓越した技術を保持している。しかしながら、それに満足することなく、綴織を基調として、それから派生する地組織の変化織りに力を注ぎ、その完成をめざしている。その作品は、綴織特有の華美とか華麗さとは縁遠いが、それを内に深く包み込んだ繊細で優美な趣を持つており、そこに醸される奥深い美しさに大きな特色がある。伝統を踏まえた綴織の世界を代表する作家であり、その存在は重要なである。

（文責 植木行宣）



綴帯（友愛部介）



細見華岳

# 刺繡

(指定)  
(保持者) 福田喜重

昭和七年九月二十六日生

京都市北区鷹ヶ峰黒門町三六一―三

## 刺繡

刺繡は、裂地に糸を繡いとりして文様を構成してゆく技法である。そのはじめは、裂地を糸で縫いとりして補強し、あるいは補修するという実用的なものであったと考えられるが、それがしだいに装飾的な意味を帯び、ついに装飾を目的とする独立した技法となつたものである。わが国における刺繡の歴史は、飛鳥時代の繡仏にはじまり、平安時代に、公家の衣服の装飾に金銀の箔置きなどとともに多様され発達した。刺繡は、立体的にかつ自由に文様を表現できるところに特色があり、染めや織りが十分な発達をみない時代に広く行われた。その技法は、旧くは平繡や鎖繡などに限られていたが、中世の頃から江戸時代にかけてさまざまの繡法が考案され、技法も高度な発展を遂げた。

刺繡は、大きく素繡いとあしらい繡いに分けられる。素繡いは刺繡だけで文様を表現するもの、あしらい繡いは友禅染めなどのあしらいとして施されるものである。その繡技は何百種もあるというが、表現方法の基礎となるのは十数種で、ほぼ次のように、点・線・面・表面・立体に類別される。

点……………相良繡、芥子繡、乱点、十字繡、ばら繡など  
線……………まつり繡、駒使い繡、鎖繡、巻繡など  
面……………繡切り、平繡、刺し繡、菅繡、割り繡、折返し繡、竹

## 屋町繡

## 平面立体……内入れ繡、高繡

使用する糸は、金糸と呼ぶ撚りをかけずに何本か合わせて練つた絹糸(平糸)や、必要に応じそれを撚り合わせた撚糸、さらに金銀糸も多く使う。その糸を一針に通し、その針の上下の出し入れで文様を繡い表わすのが刺繡であり、原始的ともいえるその技術的作業について、は素人も作家も変わりはない。ただ、目的、構想、デザイン等により、平糸を使うか、撚糸を使うか、撚りはどうするかで、その表現は無限

に変化する。同色でも撚りによつて色も質感も変わり、明度によつても微妙に変化するからである。制作者の感覚や技術が問われるところである。

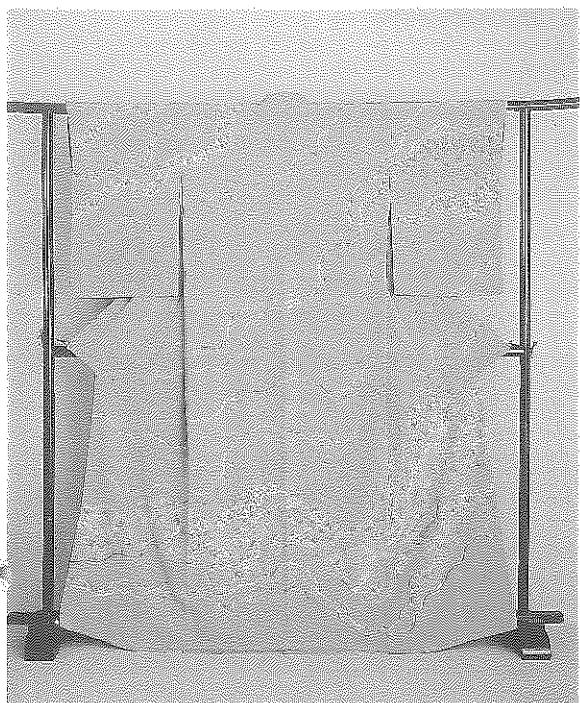
## 福田喜重

(保持者・認定)

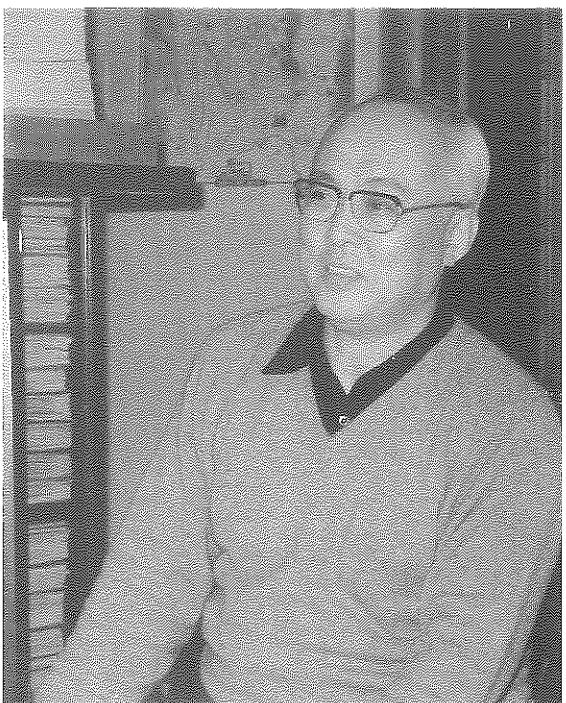
福田喜重氏は、昭和七年、福田喜三郎の長男として京都市中京区に生まれる。昭和二十三年に旧制の京都市立第一工業中学校を中退、商業を継ぐため刺繡の世界に入り、実父について修行をはじめた。喜三郎氏(一九〇三~九〇)は当時、刺繡界で名人とうたわれた人であり、仕事に関してはまことに厳しく、いささかの妥協も許さなかつた。その指導のもとにわが国に伝来した繡法と多様な繡技の習得に努め、高度な技を体得した。すべてを学び得たと感じたのは二十年も経つてからというが、その頃から、繡技の熟達に励むとともに、自分なりの新しい道を求めて努力し、日本伝統工芸展などに出品をはじめた。その苦心はほどなく現われ、昭和五十一年の第二十三回日本伝統工芸展で初入選。以後現在まで、同展に十六回連続入選するなど着実に成果をあげた。その間、第二千五回展(出品作「雪月花」)、第二十七回展(出品作「生々去來」)の二度にわたり日本工芸会奨励賞を受賞し、「生々去來」は文化庁買上げとなつてゐる。また昭和五十三年には日本工芸会正会員に推され、日本伝統工芸近畿展の鑑査員を歴任するなど、第一線の刺繡作家として華々しい活動をみせてゐる。

刺繡作品には、華やかであるが品格に欠ける面がある。宿命ともいえる点だが、福田氏の作品にはその品格がある。それは、制作者の姿勢、感性によるのは勿論であるけれど、空間を生かした文様構成、明度に留意し効果を計算し尽くした繡糸の選定、配色、その意図を精巧に実現する正確無比な繡法繡技が見事に一体となつてゐるところから生まれるものである。氏はまた、箔、染めの技術も早くから体得し、それらを併用する三位一体の染繡作品の創造に精進しており、そこに独自な世界を拓いてゐる。

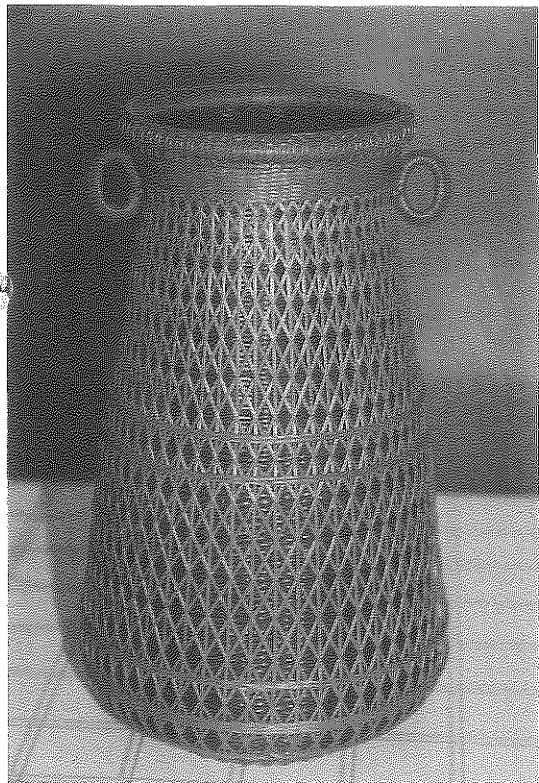
京都の刺繡は京繡ともいわれ、日本刺繡を代表するものがあるが、氏はその伝統を受け継ぐとともに、それを現代に生かす刺繡藝術の確立を目指す代表的な作家であり、重要な存在である。(文責 植木行宣)



生々去來



福田喜重



## 竹工芸

### 竹工芸

竹は日本人にとって特に身近なものであり、太古から様々に利用されてきた。日用品としても竹を編んだ籠や笊などの製品が盛んに作られ、多くの編組技法が発達した。縄文時代晚期には底を網代に編み、胴部をござ目編みにした藍胎漆器が出土しており、相当に進歩していたことが知られる。

その後、竹工は地方それぞれに多様な発達を見せたが、茶道が興隆するとその影響を大きく受けるようになり、新たな展開を見せた。特に、江戸時代中期から煎茶が隆盛に向かうと、比較的に荒編みの和物より、中国からの渡来品である編みの細かい唐物が珍重されるようになり、精巧な籠花入れや茶箱などが籠師と呼ばれた人たちの手で盛ん

(保持者) 早川修平 (雅号・尚古齋)  
昭和七年六月十二日生

京都市左京区下鴨松ノ木町八九一

(指定)

に作られるようになった。近代に入ると、その洗練された高度な技術を受け継ぎつつ、そこに個性的な表現を加える作家が輩出し、竹工芸は工芸界の一角を占めるものへと発展した。籠師と呼ばれた初代、三代の早川尚古斎、初代前田竹房斎、初代田辺竹雲斎らは、その頃大阪を中心に活躍した唐物風の竹工の名手である。

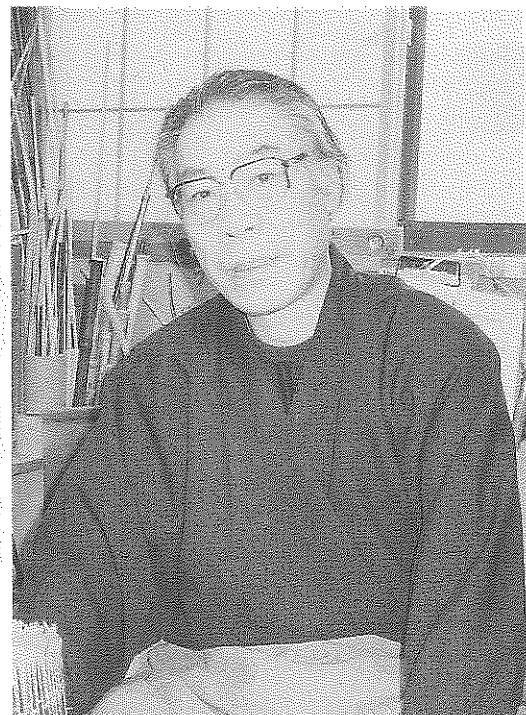
### 早川修平

(保持者・認定)

早川修平氏は、昭和七年、代々尚古斎を名乗る竹工家の家に生まれる。第二次世界大戦により大阪から京都へ移住。府立山城高等学校卒業と同時に実父の四世尚古斎について竹工を学び、その技術を習得。昭和五十二年に五世尚古斎を襲名した。その間、昭和四十一年に第十三回日本伝統工芸展に初出品してから現在まで連続入選するなど、主として日本伝統工芸展を中心に活躍し、昭和五十一年には日本工芸会奨励賞を受賞、その後鑑査委員等を歴任している。

その作風は、幅広の竹を用いて組み、竹幅などに変化をつけて文様を表現するところに特色がある。形態においても工夫を重ね、モダンな形でいながら伝統的な格調をくずさぬ高度な技を保持しており、伝統の精緻な唐物の技法とともに竹工界を代表する作家の一人として高く評価されている。

(文責 植木行宣)



早川尚古斎

# 無形民俗文化財

## 上宮津祭の神楽・太刀振・奴

(登録)

富津市字小田、喜多、今福

南太神樂組、小香河太刀組

喜多太刀組、今福太刀組

四区太刀組 奴組

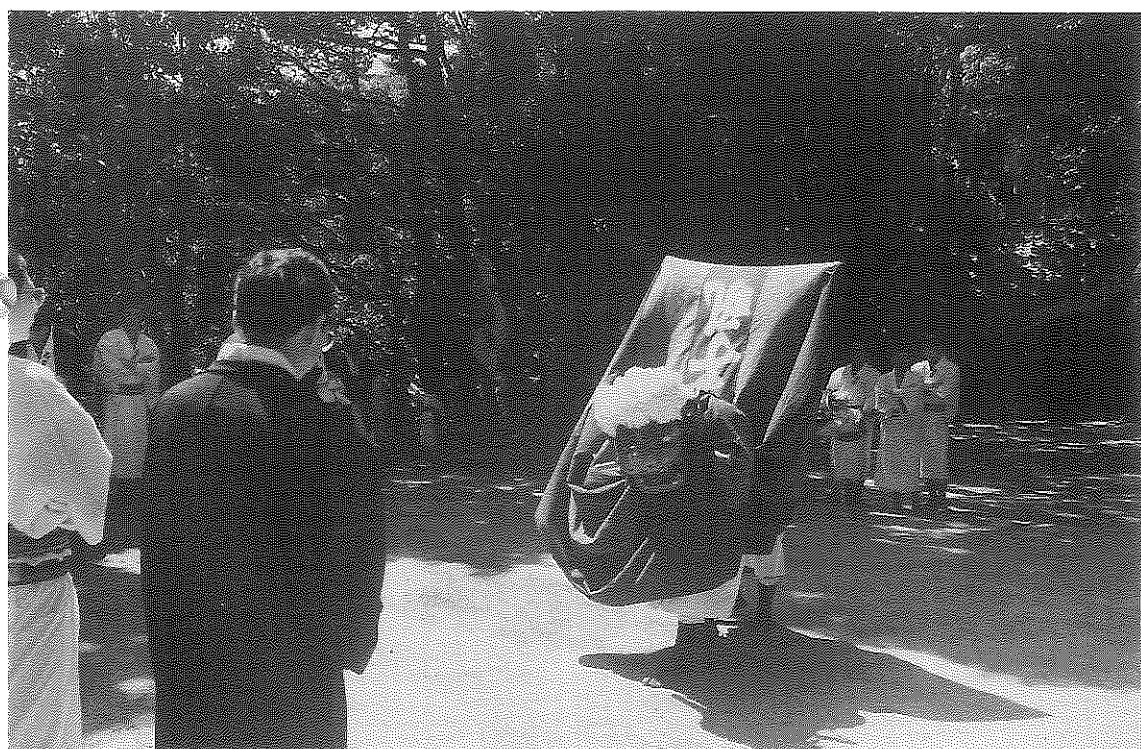
この芸能は、宮津市小田に鎮座する愛宕神社の祭礼に奉納される民俗芸能である。

愛宕神社は上宮津地区の総鎮守で、四月十五日に祭礼が行われ、氏子の各地区から出る六組の芸能団体、すなわち神楽、太刀振（四組）、奴が参集し、それぞれの持ち芸を競演する。

神楽は、南太神樂組による「一人立ちの獅子舞」であり、「切払い」、「鈴舞」、「乱」の三曲を伝える。太刀振は、なぎなた状の太刀を持ち、大勢が揃い振りを演じるいわゆる棒太刀型の伝承であり、大太鼓と笛の囃子がつく。その太鼓打ちは大人が地拍子を打つ小太鼓と、子供が所作を交えて入れ代わりながら打つ大太鼓からなつており、大太鼓に特色がある。これに対し奴は、挟箱、大笠、ハグマ、鳥毛などで構成する大行列の奴風俗を取り入れた近世の風流芸である。大太鼓と笛の囃子で演じられ、六人の鳥毛役が大きな鳥毛をめぐつて演技をくりひろげるが、その鳥毛を受け渡すところが見所となっている。

特色ある奴振りのほかは、神楽も太刀振も丹後一円に分布するものと同系統の伝承である。しかしこれは、広範囲の氏子の村々が一体となり祭礼を構成する典型的な事例であり、同じ水系につながる村々の対立を調整する機能を秘めているようでもあり、資料的価値が高く貴重である。

(文責 植木行宣)



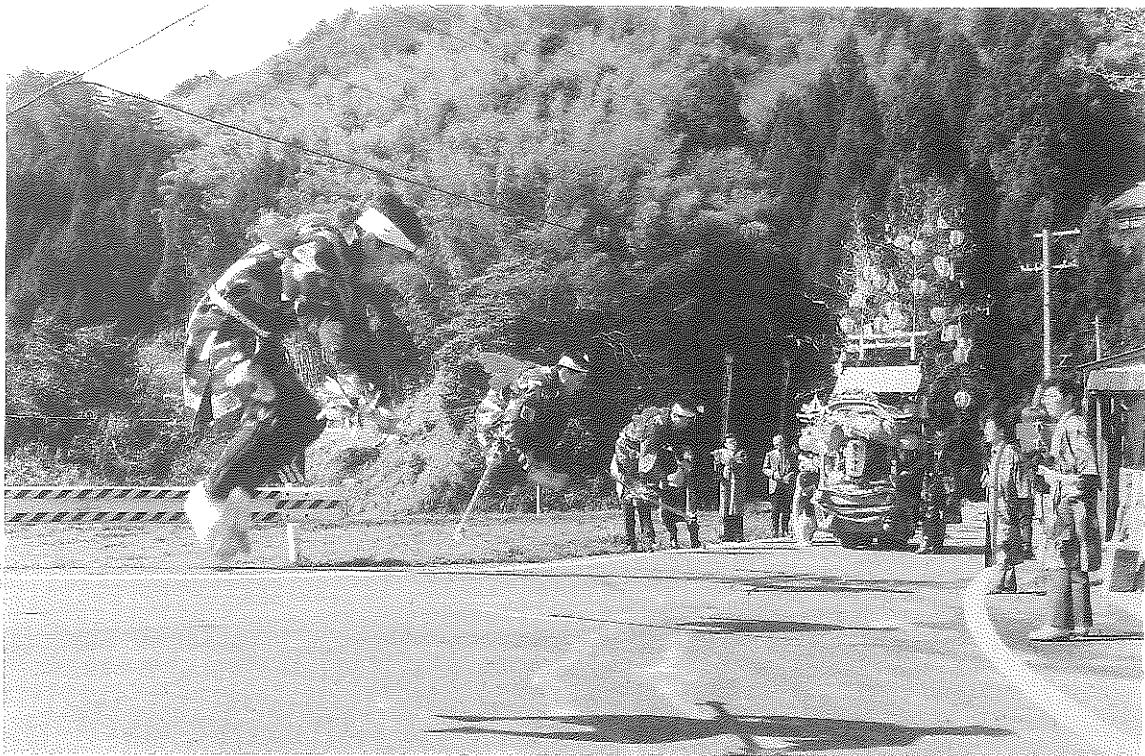
神楽（切払い）



喜多太刀振



今福（太鼓打）



4区太刀振



奴（鳥毛）

## たかの 竹野のテンキテンキ

竹野郡丹後町竹野  
竹野区

(登録)

このテンキテンキは、十月十日の竹野神社祭礼に行われる民俗芸能である。テンキテンキの名は、踊子たちが唱える掛け声に基づくもので、本来は踊子の名で伝えられたものと考えられる。

この芸能は、竹野集落の子供組によつて伝承されており、太鼓持ち一人、太鼓打ち一人、ササラ四人の構成で演じられる。きわめて単純素朴なもののだが、黒部、舟木の踊子（ともに京都府指定無形民俗文化財）と同じ流れに立つ中世的な囃子物の伝承であり、風流踊の古態を示すものとして資料的価値が高い。

（文責 植木行宣）



# 選定保存技術

雅樂管樂器製作修理

(選定) (保持者)

山田全一

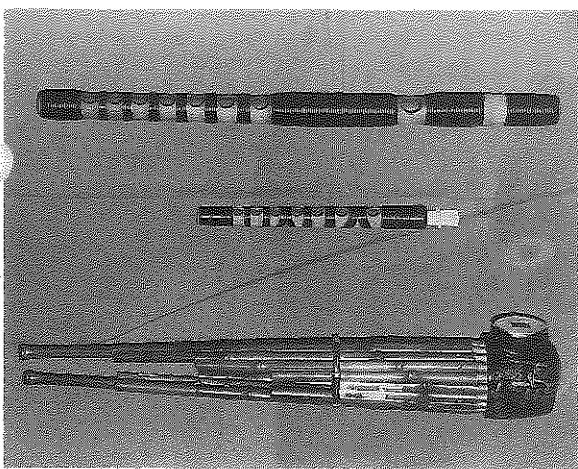
京都市中京区西ノ京月輪町一三一三  
昭和九年一月二十六日生

雅樂は、千数百年の歴史を持つわが国最古の伝統芸能であり、八世紀頃のアジア諸国の音楽や舞踊の面影を残す貴重な芸能である。現在、宮内庁をはじめ、四天王寺や春日大社などの社寺で伝承されており、京都にも平安雅樂会などがそれを伝えている。その楽舞については、相応の体制があるが、その基礎となる楽器等の製作修理の技術は保存伝承が困難になっている。

三管と称される笙、簫簾、竈笛や、高麗笛、神樂笛は雅樂に不可欠の管楽器であるが、需要の激減に伴う後継者難に加えて、技術者の高齢化が進み、また材料の調達が困難になるなど、衰退する恐れが強くなっている。この管楽器製作修理技術の衰退は、雅樂の保存に直結する問題であり、早急に保存を図る必要がある。

山田全一氏は、国の選定保存技術に選定されている山田仙太郎（号・頼仙）の四男として京都で生まれる。兄たちがあいついで早逝したため家業を継ぐこととなり、小学四年の昭和十八年から宮内庁の楽部長にあづけられ、雅樂の演奏、演舞の修得に入った。その後、京都に戻り、昭和二十四年から父のもとで修行に入り、その技術を習得、昭和四十年に由緒ある山田家五代の雅樂器師として独立し、以後この道一筋に歩み、熟達した技術保持者として活躍している。

（文責 植木行宣）



三管（竈笛、簫簾、笙）



山田全一

# 京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区並びに選定保存技術件数一覧

平成3年3月31日現在

種別 区分	建造物 件数	美術工芸品							無形文化財 有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	保文化財地区環境 (決定)	選定保存技術 (選定)	総合計				
		棟 (基 数)	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 ・ 典 籍	古 文 書	考 古 資 料		風俗慣習	民俗芸能	小 計	史 跡	名 勝	天然記念物	小 計							
指定	57	△1 9 16	△5 2	4	7	△1 1	△1 1		△2 15	認定1 1		△1 1	△1 3	△1 4	6	3	2	11	△4 40	15	△4 55		
	58	△2 9 22	△3 6	4	4		2	1		17		2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9	△2 47		
	59	△1 7 18	△3 3	3	2		1	1	△1 10		1	1	6	7	2	3	1	6	△3 31	11	△3 42		
	60	△1 7 11	△2 3	3	2		2	1		11					2	1	2	5	△1 23	4	△1 27		
	61	△1 10 39	△13 1		1	1			3						2	1	2	5	△1 18	5	△1 23		
	62	3 3	8 11	3 3	3		4	2		12					1	1	1	3	18	4	22		
	63	3 4	11 9	2 2	1		3	1		11					1	1	2	16	1	1	18		
	元						2	1	1	7	2	1				1	1	2	16	1	1	17	
	2		1 1	1 1	1 4		5	1		12			3		3	1	1	2	18	2	22		
	3		6 6	12 12	3 3	2 2	4 2	2 1		12	認定4 4								22		認定1 1	23	
登録	指定期	△6 59	△26 147	△26 26	△25 25	△24 4	△1 22	△1 8	△1 1	△3 110	認定6 7	2	△1 7	△1 13	△1 20	△1 15	△1 15	△1 12	△11 42	△11 240	52	認定5 4	△11 296
	57	▲2 25	▲7 44	▲1 5	▲1 2	4		1		▲1 12			6	6					▲3 43			▲3 43	
	58	7 11		2 1					3			4	4			5	5	19				19	
	59	▲1 11	▲1 15		2				2			5	5			1	1	19				▲1 19	
	60	5 11		2					2		1	1	5	6					14			14	
	61	6 6	9 1	1 1	2		2	1	1	8			6	3	9				23			23	
	62	4 4	10 10		2		2			4		2	5	1	6				16			16	
	63	1 1	5 5									4	1	5					6			6	
	元	2 2	8 2	1 2					1		4	2	3	5					12			12	
	2	2 2	2 2						2		1	3	3					8			8		
	3	1 1										2	2					3			3		
登録計	△3 64	△8 116	▲1 8	△1 10	9		5	1	1	△1 34		8	18	33	51			6	6	△4 163		△4 163	
	合計	△6 123	△26 263	△3 34	△8 35	▲1 33	4	27	9	△1 2	△1 144	△3 7	認定6 10	△1 25	△1 46	△1 71	△1 15	△1 15	△1 18	△1 48	△11 403	52	認定5 4

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持者(保持団体)の認定数は、件数に含めない。

京都の文化財（第一〇集）

平成四年三月二一日 発行

編集発行 京都府教育委員会  
印刷所 昭和堂印刷所